

平成23年度第3回  
山陽小野田市男女共同参画審議会

とき 平成24年3月22日(木)  
午前10時から  
ところ 市役所3階 大会議室

次 第

1 議題

- (1) さんようおのだ男女共同参画プラン（改定版）に対するパブリック・コメントについて
  
- (2) さんようおのだ男女共同参画プラン（改定版）に関する答申について

2 その他

さんようおのだ男女共同参画プラン（改定版）について

答 申 書

平成24年3月22日

山陽小野田市男女共同参画審議会

## 1 はじめに

本審議会では、平成24年1月11日に山陽小野田市長から「さんようおのだ男女共同参画プラン（改定版）」の諮問を受け、慎重に審議を重ねてまいりました。

市では、平成17年に男女共同参画の基本理念と基本的施策を規定した「山陽小野田市男女共同参画推進条例」が制定され、また、平成19年3月には男女共同参画の推進に係る具体的な施策を掲げた「さんようおのだ男女共同参画プラン」が策定されました。

しかし、依然として固定的性別役割分担意識や女性の能力に関する偏見が残存し、セクシャル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの問題が顕在化するなど、男女共同参画社会の実現を阻害する要因が数多く存在しています。

こうした中、「さんようおのだ男女共同参画プラン（改定版）」（別添）は、本市の男女共同参画の推進について、これまでの取組を承継しながらポジティブ・アクションやワーク・ライフ・バランスの推進、男性・子どもにとつての男女共同参画など、時代に即応した実効性のあるものとなっており、妥当であると認められます。

今後、プランの推進に当たっては、本審議会の意見や要望を十分に尊重され、効率的かつ効果的な施策の展開を図り、目標達成に向けて着実にプランを実施されるよう期待します。

## 2 プランの推進に当たって留意すべき意見及び要望

### 基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重と意識の改革

#### 重点項目1 人権尊重の視点に立った男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現を阻むものの根底には、固定的性別役割分担意識や女性の能力に関する偏見があると思います。男女の区別なく一人ひとりが尊重され、生きがいを持って生活できる状況があつて、始めて男女共同参画が推進できると思いますので、基本的人権の尊重に関する総合的な講習会や研修の開催を要望します。

男女共同参画に関する市民意識の醸成を図るために、広報・啓発活動の充実を要望します。

### 基本目標Ⅲ 家庭、地域における男女共同参画の推進

#### 重点項目7 男女が自立して支え合う家庭づくり

プランの実施に当たっては、家庭において男女が助け合って介護のできる環境の整備を要望します。また、男性がもっと積極的な介護に参加できるよう、介護ボランティア制度の充実を要望します。

#### **基本目標IV 男女が働きやすい職場づくり**

##### **重点項目9 男女共に能力を発揮できる就業環境の整備**

女性の就労率が30歳代で一旦低下するいわゆる「M字カーブ」の問題があります。これは、育児休暇が終わってから仕事に復帰しようにも、保育園などの受入れの問題で、女性が思うように復職が果たせない状況があるからです。本プランでは、特別保育の充実を図るようになっていますが、実施計画においては、未就学児を持つ女性に対して、就労意欲を喚起するような施策の展開を要望します。

これまで運送業は男性の社会でしたが、最近では労働力の不足などで、女性ドライバーが増加しています。また、企業の中では男女共同参画の様々な取組を行っているところもあります。しかし、未だ多くの企業では、現状の労働環境がベターと考え、男性中心の雇用慣行が残存しています。こうしたことから、男性の育児休暇の取得や男女の賃金格差の解消など、男女が働きやすい職場づくりに向け、積極的な施策の展開を要望します。

#### **プランの推進**

プランを実施する手法としてP D C Aサイクルというものがあります。本審議会はこのサイクルのうち、主にP（プラン：計画）について審議する場と考えますが、今後は、C（チェック：評価）の機能にも着目し、実施報告などを通してしっかりとプランの評価を行いたいと思います。

本プランには、「充実」、「継続」、「強化」など抽象的な目標設定となっていますが、実施計画においては、誰が見てもわかりやすい目標値を設定されることを要望します。

男女共同参画社会の実現に向けて、市民一人ひとりが理解を深め、気運を広く醸成するため、「男女共同参画都市宣言」を行われることに賛同し、全市を挙げて取り組む姿勢を明確にされることを要望します。



# さんようおのだ 男女共同参画プラン (改定版)



平成 24 年（2012 年）3 月

山陽小野田市





男女共同参画社会とは、男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。

少子高齢化が急速に進展し、人々のライフスタイルが多様化する中で、一人ひとりが心豊かで充実した生活を送るとともに、安心・安全で元気な地域づくりを進めるためには、男女共同参画社会を実現し、男性も女性も意欲と能力を十分に発揮し、家庭、職場、地域、学校などでいきいきと活躍していくことが大切です。

本市では、「山陽小野田市男女共同参画推進条例」と平成19年に策定した「さんようおのだ男女共同参画プラン」により、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を推進してまいりました。

特に、平成22年には、全国に先駆け10月1日を「女性の日」と定め、固定的性別役割分担意識の解消や実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進に取り組みました。

こうした中、昨今の社会経済情勢の変化に対応するため、このたび、今後5年間における基本目標や重点項目、具体的な施策などを示した「さんようおのだ男女共同参画プラン(改定版)」を策定いたしました。

このプランでは、現下の課題に対応するため、新たに「男性、子どもにとつての男女共同参画の推進」や「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」などを盛り込み、男女共同参画をより一層推進することといたしました。

男女共同参画社会の実現は、行政の取組だけでできるものではなく、事業者や各種団体、そして市民一人ひとりがその必要性を理解し、それぞれが主体性をもって取り組むことが何よりも肝要です。皆様のより一層の御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

終わりに、このプランの策定に当たり、貴重な御意見をお寄せいただきました市民の皆様、熱心に御審議いただきました山陽小野田男女共同参画審議会委員の皆様に心からお礼を申し上げます。

山陽小野田市長 白井博文

# 目 次

## 第1章 プランの改定にあたって

1. プラン改定の趣旨-----	1
2. プラン改定の背景-----	1

## 第2章 プランの基本的な考え方

1. 基本理念 -----	3
2. プランの構成-----	3
3. プランの期間-----	4
4. 体系表 -----	5

## 第3章 プランの内容

基本目標 I 男女の人権の尊重と意識の改革 -----	6
重点項目 1 人権尊重の視点に立った男女共同参画の推進 -----	7
重点項目 2 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進 -----	11
重点項目 3 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進 -----	15
重点項目 4 男女互いの性の理解と尊重 -----	18
重点項目 5 男女間における暴力の根絶 -----	19
基本目標 II 施策等の立案及び決定への共同参画の推進 -----	22
重点項目 6 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大-----	23
基本目標 III 家庭、地域における男女共同参画の推進 -----	27
重点項目 7 男女が自立して支え合う家庭づくり -----	28
重点項目 8 男女共同参画による豊かな地域社会づくり -----	33
基本目標 IV 男女が働きやすい職場づくり -----	36
重点項目 9 男女が共に能力を発揮できる就業環境の整備 -----	37
基本目標 V 国際理解を通した男女共同参画の推進 -----	44
重点項目 10 国際交流による国際規範・基準の浸透 -----	45

## **第4章 プランの推進**

1. プランの推進体制-----	4 6
2. 庁内の推進体制-----	4 6
3. 国、県、関係機関、民間等との連携-----	4 6
4. 進捗状況の検証-----	4 6

## **参考資料**

男女共同参画に関する行政のあゆみ-----	4 7
山陽小野田市男女共同参画推進条例-----	5 1
山陽小野田市男女共同参画審議会規則-----	5 4
山陽小野田市男女共同参画推進本部設置要綱-----	5 5
山陽小野田市男女共同参画推進本部幹事会運営要綱-----	5 7
男女共同参画社会基本法-----	5 9
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律-----	6 4
第3次男女共同参画基本計画の概要-----	7 4
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約-----	7 6

# 第1章 プランの改定にあたって

## 1. プラン改定の趣旨

本市においては、平成17年に「山陽小野田市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進に関する基本理念と基本的施策を定めるとともに、平成19年3月には「さんようおのだ男女共同参画プラン」を策定し、時代に即応した男女共同参画の推進に係る具体的な施策について、その推進に努めてまいりました。

しかし、依然として性別による固定的な役割分担やこれを反映した慣行は、社会のあらゆる分野に根強く残り、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの問題が顕在化するなど、男女共同参画社会の実現を阻害する要因は、今日も数多く存在しています。また、少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化から生じる様々な課題など、男女共同参画を取り巻く環境等は、大きく変化しています。

このような状況の中、本市の男女共同参画の推進について、これまでの取組を継承しながら実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）などの新しい動きにも弾力的に対応するため、「さんようおのだ男女共同参画プラン（改定版）」を策定し、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施することとしました。

## 2. プラン改定の背景

### (1) 少子高齢化の進展と社会情勢の変化

本市においては、昭和60年をピークとして、人口減少が続いています。その主な要因としては、出生率の低下や高齢化の進展により、死亡数が出生数を上回っていること（自然減）や、就職、進学などによる市外への人口流出（社会減）などがあげられます。

人口の推移

単位：人

昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
68,312	70,133	69,481	68,745	67,429	66,261	64,550

人口動態（平成22年）

単位：人

出生数	死亡数	転入	転出
501	726	2,049	2,092

また、本市の高齢化率（65歳以上の高齢者の総人口に占める割合）は、平成22年で27.2%となっており、全国の23.0%を上回って高齢化が進展しています。

さらに、長引く景気の低迷に加え、平成20年の金融危機の影響により、雇用環境は急速に悪化しており、長時間労働、賃金格差、非正規雇用などの課題解決の取組が求められています。

このように、少子高齢化が進み、社会情勢が大きく変化する中で、家庭、職場や地域など生活のあらゆる場面において、男女がそれぞれ持てる能力を発揮し共に課題を解決することが求められており、男女共同参画推進への更なる取組が必要になってきています。

## （2）国・県の動き

国は、平成22年12月に男女共同参画社会基本法に基づく「第3次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。この計画は、「少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、家族や地域社会の変化、経済の長期低迷と閉塞感の高まり、非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大など社会情勢の変化や経済社会のグローバル化などに伴う課題を解決するためにも、男女共同参画社会の実現が必要不可欠である」とし、我が国における男女共同参画の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクション・プランとして策定されました。

県においても、このような国の動きや、社会情勢の変化に弾力的に対応できるよう、平成23年3月に山口県男女共同参画基本計画（きらめき山口ハーモニープラン）の改定が行われました。

本プランの改定（さんようおのだ男女共同参画プラン（改定版））にあたっては、社会情勢の変化、国・県の計画の改定等、さらにはこれまでの取組や市民アンケート調査の結果を踏まえて必要な見直しを行いました。

## 第2章 プランの基本的な考え方

### 1. 基本理念

第一次山陽小野田市総合計画に掲げられている将来都市像「人と出会い 支え合い 自然とふれあう 活力ある 住みよさ創造都市」に向か、「山陽小野田市男女共同参画推進条例」に掲げる6つの基本理念の下、市民一人ひとりが互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく社会のあらゆる分野において、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

#### 6つの基本理念

- (1)男女の人権の尊重
- (2)社会における制度又は慣習についての配慮
- (3)施策等の立案及び決定への共同参画
- (4)家庭生活等への共同参画
- (5)生殖に関する意思の尊重及び健康への配慮
- (6)国際社会の取組の理解

### 2. プランの構成

「山陽小野田市男女共同参画推進条例」に掲げる6つの基本理念に基づき、次の5つの基本目標を定めました。

#### ◆基本目標

- I 男女の人権の尊重と意識の改革 … 基本理念(1)・(2)・(5)
- II 施策等の立案及び決定への共同参画の推進… 基本理念(3)
- III 家庭、地域における男女共同参画の推進… 基本理念(4)
- IV 男女が働きやすい職場づくり… 基本理念(4)
- V 国際理解を通した男女共同参画の推進… 基本理念(6)

さらに、本市の実情や国・県の計画改定の考え方を踏まえ、重点項目・施策を設定しました。

#### ◆国の第3次基本計画において改めて強調されている視点

- ①女性の活躍による経済社会の活性化
- ②男性、子どもにとっての男女共同参画
- ③様々な困難な状況に置かれている人々への対応
- ④女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑤地域における身近な男女共同参画の推進

## ◆山口県男女共同参画基本計画(第2次改訂版)

- ①男性、子どもにとっての男女共同参画の推進（新たな重点項目）
- ②貧困など生活上の困難に直面する男女への支援（新たな重点項目）
- ③「家庭、地域、職場における両立支援」→「仕事と生活の調和の推進」  
(重点項目の名称変更)

## ◆重点項目・施策

★は新規

### 基本目標I 男女の人権の尊重と意識の改革 ★…基本理念(1)・(2)・(5)

重点項目1 人権尊重の視点に立った男女共同参画の推進

重点項目2 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

重点項目3 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進 ★

重点項目4 男女互いの性の理解と尊重

重点項目5 男女間における暴力の根絶

### 基本目標II 施策等の立案及び決定への共同参画の推進 ★…基本理念(3)

重点項目6 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ★

### 基本目標III 家庭、地域における男女共同参画の推進 ★…基本理念(4)

重点項目7 男女が自立して支え合う家庭づくり ★

重点項目8 男女共同参画による豊かな地域社会づくり ★

### 基本目標IV 男女が働きやすい職場づくり ★…基本理念(4)

重点項目9 男女が共に能力を発揮できる就業環境の整備

### 基本目標V 國際理解を通した男女共同参画の推進 ★…基本理念(6)

重点項目10 國際交流による国際規範・基準の浸透 ★

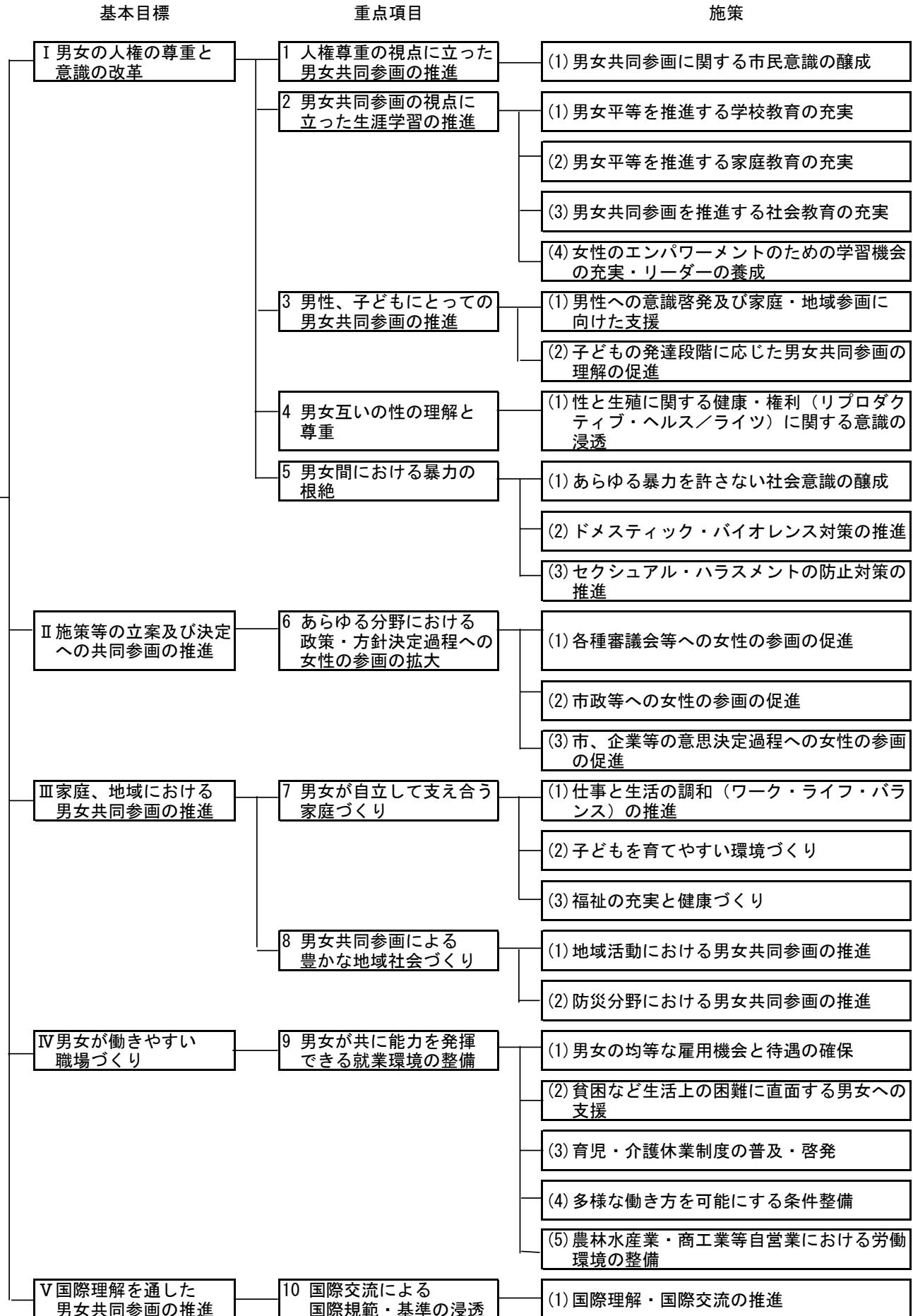
## 3. プランの期間

本プランの期間は、平成24年（2012年）度から平成28年（2016年）度までの5年間とします。

ただし、国内外の動向や社会情勢の変化を考慮して、期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

# さんようおのだ男女共同参画プラン(改定版) 体系表

男女共同参画社会を目指して



## 第3章 プランの内容

### 基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重と意識の改革

山陽小野田市男女共同参画推進条例では、その基本理念の最初で、男女の「人権の尊重」を掲げています。

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが性別だけにとらわれるのではなく、お互いを一人の人間として認め合い、尊重するとともに、社会制度や慣行などが男女の社会における活動の選択に対して中立的に働くよう、これらを必要に応じて見直し、解決していく意識をもつことが大切です。

これは、男女共同参画の推進にあたっての基本となるものですので、あらゆる場面で、市民の意識醸成、とりわけ教育・学習を通した普及啓発を図っていきます。

今回の改定では男女共同参画の裾野を広げるよう、男性や次代を担う子ども・若者世代への取組を進めます。

また、近年、大きな社会問題となっているドメスティック・バイオレンス(※)などの女性に対する暴力を根絶するためにも、あらゆる場面において、人権尊重の意識をより浸透させる取組が必要です。

#### 重点項目1 人権尊重の視点に立った男女共同参画の推進

#### 重点項目2 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

#### 重点項目3 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進

#### 重点項目4 男女互いの性の理解と尊重

#### 重点項目5 男女間における暴力の根絶

(※)ドメスティック・バイオレンス：配偶者やパートナーなど親密な関係にある(あるいはあった)者からの暴力をいう。身体に対する暴力だけでなく、暴言や著しく粗暴で恐怖心をいたかせる行為など、精神的な暴力もこれにあたります。

## 重点項目1 人権尊重の視点に立った男女共同参画の推進

### **施策(1) 男女共同参画に関する市民意識の醸成**

#### 《現状と課題》

男女共同参画社会の実現の障害となっているものの一つに、人々の意識の中で長い時間をかけて形作られてきた、固定的性別役割分担意識（女はこうでないといけないなど）があります。

本市が平成22年に実施した「男女共同参画に関するアンケート調査」では、「各分野における男女の地位の平等感」について、学校教育の場では6割以上が男女平等と答えるなど平等感の醸成が比較的進んでいますが、社会通念・慣習、政治経済活動などでは不平等感が強く、男性が優遇されているという意識が高くなっています。

山陽小野田市男女共同参画推進条例では、その基本理念の中で、「男女が性別により差別されることなく、個人として個性と能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、男女の個人としての人権が尊重されること」（第3条第1号）と規定しています。

男女共同参画の推進にあたっては、この理念に対する理解を深めることを基本にして取組を進める必要があります。

#### 《方向性》

男女共同参画に関する市民意識の把握を通して、人権尊重の基本理念の徹底を図り、これを各種施策へ反映するとともに、あらゆる機会・媒体を活用して、積極的な啓発・広報活動に努めます。

#### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
<b>「男女共同参画に関する意識調査」の実施</b> ・プラン改定時における市民アンケート調査の実施 ・講演会、学習会等の参加者に対するアンケート等の実施	男女共同参画担当	継続
<b>出前講座による啓発</b>	男女共同参画担当	充実
<b>意識啓発のための講演会の開催等</b> ・男女共同参画講演会の開催 ・「女と男の一行詩」鑑賞会の開催	男女共同参画担当	継続
<b>市広報等による啓発</b> <b>(再掲 I -3-(1))</b> ・「女と男の一行詩」冊子掲載作品の中から男女共同参画のキーワードになる作品を市広報及びポスターに掲載	男女共同参画担当	継続
<b>ホームページ等を活用した啓発活動の展開</b> <b>(再掲 I -3-(1))</b> ・市ホームページに男女共同参画に関する情報を掲載	男女共同参画担当	充実
<b>「女と男の一行詩」の公募・発行</b>	男女共同参画担当	継続
<b>男女共同参画に関する情報収集・提供</b> <b>(再掲 I -3-(1))</b> ・国・県・他市町からの情報誌、小冊子等による情報収集・提供	男女共同参画担当	継続

## 《新たな取組》

内 容	担当部署
「女性の日」の普及啓発 ・「女性の日(10月1日)」記念事業の開催	男女共同参画担当

## ひと ひと 女と男の一行詩

男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の一環として、平成11年、本市独自に募集・発行を開始した「女と男の一行詩」。日本全国、また遠く海外からも寄せられたこれまでの作品の中から、歴代の最優秀作品を紹介します。

### ★第1回（平成11年）最優秀賞★

家事分担というけれど

私は「やってもらう」といい

あなたは「やってあげる」という

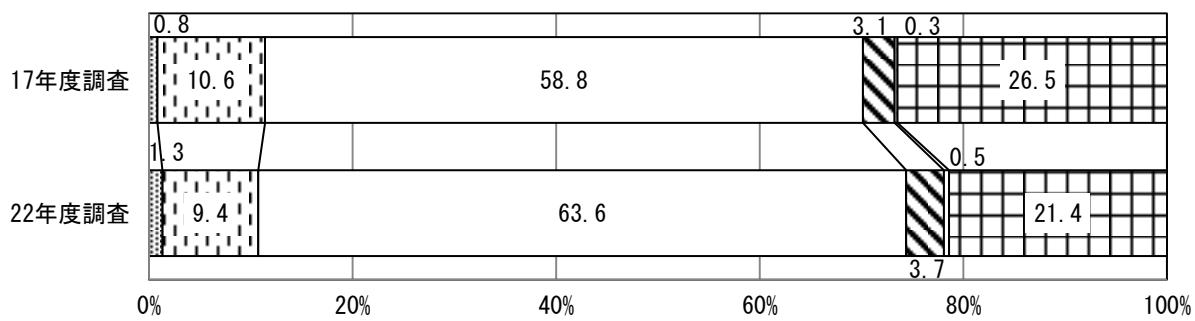
これって何だかおかしくないの



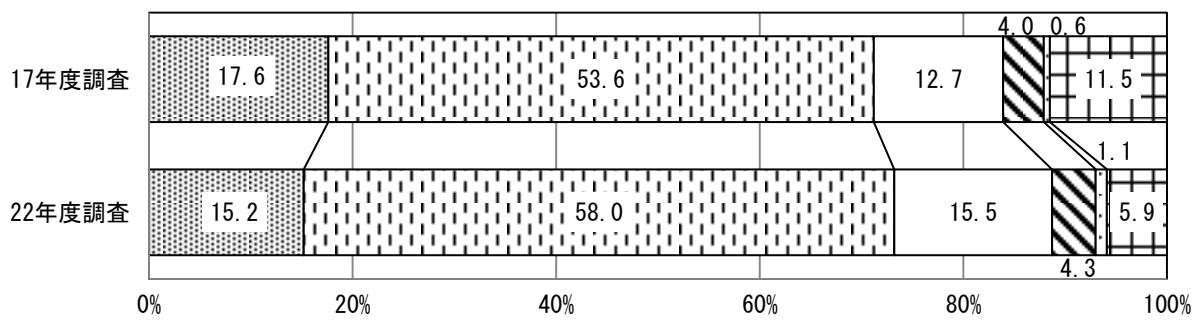
## アンケート調査 各分野における男女の地位の平等感（山陽小野田市）

- |  |   |
|--|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 男性の方が非常に優遇されている。 | <input type="checkbox"/> どちらかといえば男性の方が優遇されている。            |
| <input type="checkbox"/> 平等である。                      | <input checked="" type="checkbox"/> どちらかといえば女性の方が優遇されている。 |
| <input type="checkbox"/> 女性の方が非常に優遇されている。            | <input type="checkbox"/> わからない・無回答                        |

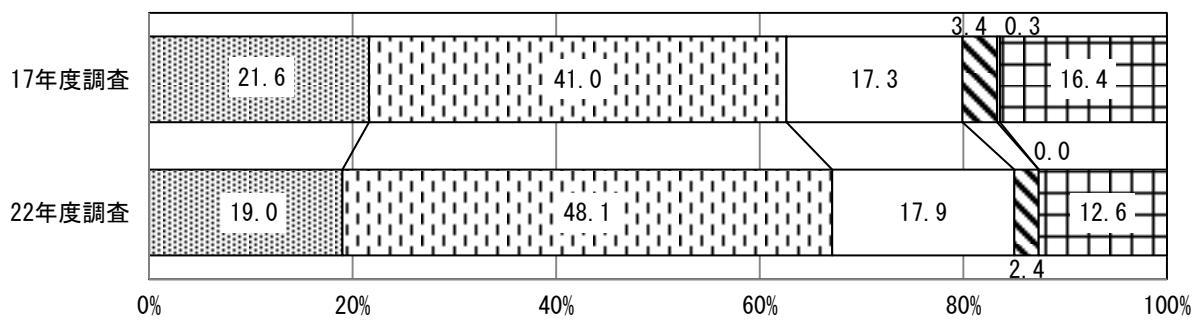
### 【学校教育の場で】



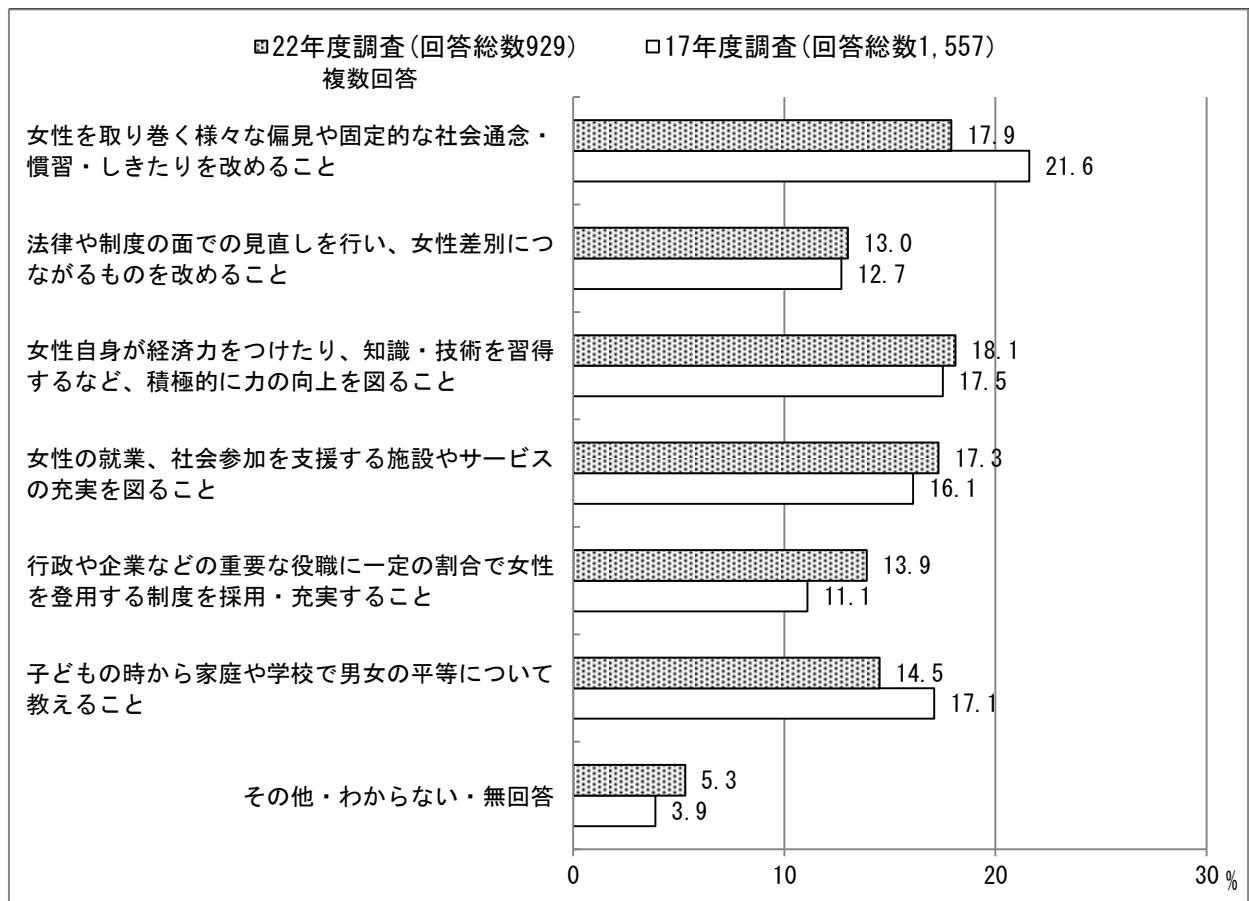
### 【社会通念・慣習・しきたりなどで】



### 【政治経済活動の中で】



**アンケート調査 男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要なこと（山陽小野田市）**



ひと  
ひと  
**女と男の一言詩**

★第2回（平成12年）最優秀賞★

あなたにとっての日曜日

私にとっても日曜日



## 重点項目2 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

### **施策(1) 男女平等を推進する学校教育の充実**

#### 《現状と課題》

学校教育の場では、男女の地位の平等感について平等と感じる人の割合が6割を超えています。

しかし、学校教育の場は、子どもたちのものの見方や考え方などを形作っていく重要な役割を担っているので、学校運営のあり方や授業方法などが男女の平等意識に大きな影響を与えることを認識し、男女平等や人権尊重の視点にたった教育をさらに進めいくことが必要です。

#### 《方向性》

学習指導、進路指導、学校生活全般において男女平等教育の推進を図り、男女平等の意識に立った人間形成を目指します。特に、人権に関する教育、性教育、道徳教育など、「生きる力」を育む教育を通して男女平等意識の浸透を図ります。

#### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
<b>学習指導の充実（再掲I-3-(2)）</b> ・教科指導の充実と年間指導計画の明確化 ・道徳、学級活動における特設・参観授業の実施 ・人権教育啓発に係る作品募集（標語、詩、ポスター）	学校教育担当	充実
<b>地域に根ざした学校づくりの推進</b> ・学校評議委員会の実施 ・学校便り等各種通信の地域への発行 ・地域人材活用事業「心ときめき教室」の開催 ・学習支援ボランティアの募集と学習支援活動の推進 ・学校関係者評価及び第三者評価の導入と公表の在り方についての検討	学校教育担当	継続
<b>保護者に対する男女平等の意識啓発</b> ・人権教育を題材とした授業参観及び研修会の開催及び学校通信による啓発	学校教育担当	継続
<b>教職員への意識啓発・研修の充実</b> ・校内研修会の実施 ・人権教育推進講座への教職員の参加促進 ・県教育委員会等関係機関開催研修の参加促進	学校教育担当	継続

## 施策(2) 男女平等を推進する家庭教育の充実

### 《現状と課題》

男女平等についての意識は、生まれた時からの育てられ方や受けてきた教育、本人を取り巻く環境などが大きく関わっています。

特に、家庭においては、親の考え方が子どもに大きな影響を与えます。このため、男女平等意識に根ざした教育がされるよう、家庭教育のための学習機会の提供が必要です。

家族のふれあいや親子の共同体験ができる環境づくりを進めながら、子どもの発達に応じた心の教育を充実させること、また、男女が共に協力し支えあって子育てをすることの大切さを理解してもらうためにも、父親の家庭教育への参加を促す学習情報の提供や学習機会の充実を図ることが必要です。

### 《方向性》

人権尊重に基づいた男女平等観の形成を推進する家庭教育のための学習機会の提供及び啓発を行います。

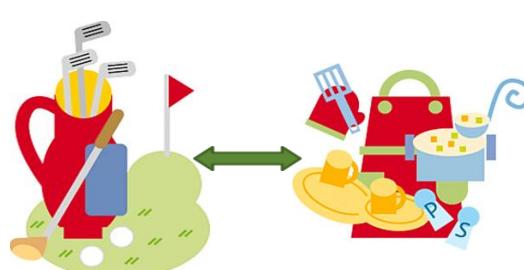
### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
<b>公民館講座の開催</b> <b>(再掲 I -3-(1))</b> ・家庭教育や男性料理教室等男女平等を推進する内容の講座の開催	社会教育担当	継続

**ひと ひと  
女と男の一  
行詩**

★第3回（平成13年）最優秀賞★

あなた ゴルフクラブ貸して  
エプロン貸すから



12

### 施策(3) 男女共同参画を推進する社会教育の充実

#### 《現状と課題》

男女共同参画の実現のためには、次代を担う子どもたちの教育と合わせて、すでに社会で活躍している多くの人々の認識を、様々な学習の場などを通して、より深めていくことが重要です。

このため、地域、職場などにおいて、男女平等に向けた意識定着を図るとともに、男女が共に社会の対等な構成員として参画できるよう、男女共同参画に関する学習情報や学習機会の提供を図る必要があります。

#### 《方向性》

市民が参加しやすい行事の開催や、各種講座などでの啓発にさらに進めることで、生涯学習の一環としての男女共同参画学習環境の整備・充実を図ります。

#### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
<b>人権を考える集いの開催</b> ・講演会、講座の開催	人権推進担当	継続
<b>公民館講座及び地域行事の開催</b> ・公民館の講座や地域での行事を通した男女共同参画の推進	社会教育担当	継続
<b>学校施設の地域開放</b> ・男女を問わず、日常のスポーツ活動を通した交流の場を広く提供するため、学校の体育館、運動場を市民に開放	教育総務担当	継続
<b>体育施設の充実</b> ・市民を対象に日常生活におけるスポーツ活動を活発にするため運動する場の提供	体育振興担当	継続
<b>情報提供の充実</b> ・市広報、生涯学習情報誌等による学習機会の情報提供 ・市広報 隨時 情報誌年1回	社会教育担当 体育振興担当	継続

## **施策(4) 女性のエンパワーメント(※)ための学習機会の充実・リーダーの養成**

### **《現状と課題》**

近年、多くの女性が社会に進出し、様々な分野において活躍しており、これからは今以上に幅広い活動が期待されています。このため、女性が新しい社会づくりの「主体者」として、責任をもって、その個性や能力を発揮できるよう、女性に対する学習機会の充実や社会参画の促進を図ることが必要です。

### **《方向性》**

女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画するため、女性自身のエンパワーメントを支援する学習機会の充実を図り、女性が主体的に活動している地域団体間の交流や情報提供を促進します。

### **《具体的取組》**

内 容	担当部署	今後の取組
<b>女性のエンパワーメントのための学習機会や情報の提供</b> ・女性の能力開発や人材育成を目的とした講座等の学習機会などの情報の提供	男女共同参画担当 社会教育担当	継続
<b>女性団体に対する支援</b> ・女性団体の育成、自主的活動及び団体間の交流活動を支援	男女共同参画担当 社会教育担当	継続
<b>組織づくりに対する支援</b> ・女性リーダーの養成や組織づくりに対する支援	社会教育担当	継続

(※)エンパワーメント：自己決定の力、仕事の技術や能力、経済力、物事を決定する場の発言力など、一人ひとりが力をつけること。第4回世界女性会議におけるキーワードの一つ。

### 重点項目3 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進

#### **施策(1) 男性への意識啓発及び家庭・地域参画に向けた支援**

##### **《現状と課題》**

人々の意識の中で長い時間をかけて形成された固定的性別役割分担意識は、時代とともに変わりつつありますが、いまだに根強く残っています。

男女が互いにその人権を尊重し責任を分かち合い、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を形成することは、男性にとっても重要な事柄ですので、男性がより暮らしやすい社会となるということについて理解を深める必要があります。

##### **《方向性》**

男性自身の男性に関する固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、男性にとっての男女共同参画の意義に関する広報啓発活動を推進します。

また、男性の家庭や地域への参画に向けた環境づくりの促進を図ります。

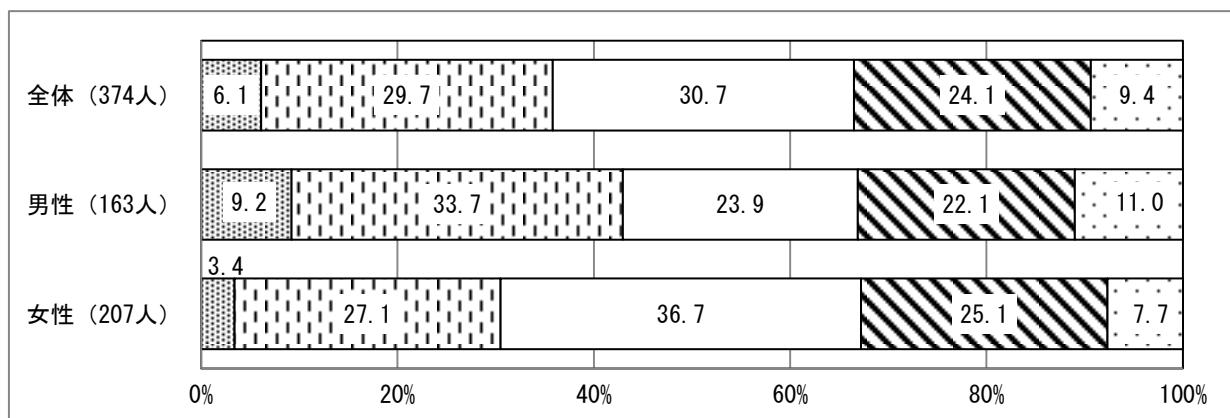
##### **《具体的取組》**

内 容	担当部署	今後の取組
<b>男女共同参画に関する広報啓発活動 (再掲 I -1-(1))</b> ・市広報紙、市ホームページによる啓発 ・男女共同参画に関する情報収集・提供	男女共同参画担当	充実
<b>公民館講座の開催 (再掲 I -2-(2))</b> ・家庭教育や男性料理教室等男女平等を推進する内容の講座を開催	社会教育担当	継続
<b>男性の家事・育児・介護等への参画促進 (再掲III-7-(1)、IV-9-(3))</b> ・特定事業主行動計画(※)の推進 ・男性職員が育児休業等を取得しやすい職場環境の整備	人事担当	強化
<b>・男性の家事・育児・介護等への参画啓発</b>	人事担当 児童福祉担当 高齢者福祉担当 障がい者福祉担当 商工労働担当	強化 継続 継続 継続 継続
<b>・次世代育成支援対策の着実な推進</b>	児童福祉担当	継続

(※)特定事業主行動計画：「次世代育成支援対策推進法」に基づき、特定事業主(国の各府省や地方公共団体)が、自らの職員の子どもたちの健やかな出生と育成を支援するため、策定・推進する計画。

**アンケート調査 「男は仕事、女は家庭」という考え方について（山陽小野田市）**

- |  |  |
|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 賛成 | <input checked="" type="checkbox"/> どちらかといえば賛成 |
| <input type="checkbox"/> どちらかといえば反対    | <input checked="" type="checkbox"/> 反対         |
| <input type="checkbox"/> わからない・無回答     |  |



**ひと ひと  
女と男の一行詩**

★第4回（平成14年）最優秀賞★

振り向かないで

私はあなたの隣にいます



## 施策(2) 子どもの発達段階に応じた男女共同参画の理解の促進

### 《現状と課題》

次代を担う子どもたちが健やかに育ち、個性と能力を発揮できる社会を目指す視点から、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進することが重要です。また、安全で安心して暮らせる環境の確保や健やかな成長に向けた支援が必要となっています。

### 《方向性》

子どもの頃から男女共同参画を促進するため、幼児期から発達段階に応じて人への愛情、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力、家庭生活の大切さなどに関する教育を推進するとともに、自ら健康管理できるよう、学校や地域における健康教育や性教育の充実を図ります。

### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
<b>学習指導の充実（再掲 I-2-(1)）</b> ・教科指導の充実と年間指導計画の明確化 ・道徳、学級活動における特設・参観授業の実施 ・人権教育啓発に係る作品募集（標語、詩、ポスター）	学校教育担当	充実
<b>男女間における暴力の根絶・相談体制の充実（再掲 I-5-(1)）</b> ・小・中学校生徒指導担当者会議の実施 ・各校への教育相談室の整備・拡充 ・スクールカウンセラーの配置	学校教育担当	継続
<b>子どもの安全確保と健全育成</b> ・要保護児童対策地域協議会「子育て支援ネットワーク協議会」を中心とした児童虐待や発達障害児対策等の充実	児童福祉担当	継続

### ひと ひと 女と男の一 行詩

★第5回（平成15年）最優秀賞★

あなたと私

互いに生かし 生かされたい



## 重点項目4 男女互いの性の理解と尊重

### 施策(1) 性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）（※）に関する意識の浸透

#### 《現状と課題》

男女がそれぞれ異なる身体的特質を十分に理解し合った上で、一人ひとりの人権を尊重し認め合いながら、相手に対する思いやりをもって生きていくことこそが、男女共同参画社会の実現のための前提といえます。

女性は、その身体に妊娠や出産のためのしくみが備わっているため、生涯を通して男性とは異なる健康上の問題に直面します。思春期、妊娠・出産・育児期、更年期、高齢期など、生涯を通して健康に関する自己管理ができるよう、健康支援の取組も必要になってきます。

#### 《方向性》

女性が生涯を通して、自らの健康について自由に選択し、意思決定できるよう、性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する意識啓発や学習機会の充実に努めます。

#### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
「性と生殖に関する健康・権利」（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する意識啓発（再掲 I-3-(2)）		
・「性と生殖に関する健康・権利」に関する意識啓発	男女共同参画担当	継続
・新生児訪問に併せて家族計画指導を実施	母子保健担当	継続
・性に関する相談の実施	保健担当	継続
・学校、家庭における性に関する学習機会の充実	学校教育担当	継続

（※）リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。リプロダクティブ・ヘルスは、個人、特に女性の健康の自己決定権（いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなど）を保障する考え方。リプロダクティブ・ライツは、それをすべての人々の基本的人権として位置付ける概念。

## 重点項目 5 男女間における暴力の根絶

### **施策(1) あらゆる暴力を許さない社会意識の醸成**

#### 《現状と課題》

男女間における暴力は、それ自体が身体・精神を問わず重大な人権侵害であり、近年深刻な社会問題となっています。特に女性に対する暴力は、男女共同参画の推進を阻害する大きな要因の一つです。

このような中、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV(※)防止法)が制定され、配偶者からの暴力が被害者の人権を侵害する犯罪であることが明らかにされました。

個人の人権を侵害する暴力行為は、どのような場合であっても、決して許されるものではありません。様々な場で人権意識の浸透を図るとともに、法制度の周知などの啓発活動を通して、決して「暴力を許さない」という社会的認識を高めることが重要です。

#### 《方向性》

配偶者など男女間の暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であるという認識を浸透させ、あらゆる暴力を許さない社会風土を醸成するために、啓発活動や相談体制の充実を図ります。

#### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
<b>暴力を許さない意識醸成のための啓発</b>		
・市広報等によるDVに関する法制度の周知	男女共同参画担当	継続
・要保護児童対策地域協議会「子育て支援ネットワーク協議会」を中心とした児童虐待や発達障害児対策等の充実	児童福祉担当	継続
<b>相談体制の充実 (再掲 I-3-(2))</b>		
・職員による一般相談 ・相談窓口のネットワーク化 ・人権擁護委員による相談	男女共同参画担当	継続
・弁護士、司法書士による法律相談	市民相談担当	継続
・家庭児童相談業務との連携	児童福祉担当	継続
・小・中学校生徒指導担当者会議の実施 ・各校への教育相談室の整備・拡充 ・スクールカウンセラーの配置	学校教育担当	継続

(※)DV(ドメスティック・バイオレンス)(再掲): 配偶者やパートナーなど親密な関係にある(あるいはあった)者からの暴力をいう。身体に対する暴力だけでなく、暴言や著しく粗暴で恐怖心をいだかせる行為など、精神的な暴力もこれにあたります。

## 施策(2) ドメスティック・バイオレンス対策の推進

### 《現状と課題》

ドメスティック・バイオレンス(DV)に対しては、関係機関との連携協力の下、相談、保護、自立支援など様々な取組を行っています。

今後も、啓発活動や相談体制の充実を図るとともに、県、関係機関との連携をさらに強化することが必要です。

### 《方向性》

男女間の暴力を根絶するため、「DV防止法」や「配偶者暴力相談支援センター」などの相談窓口の周知を図ります。また、被害者の保護及び自立支援のため、県、関係機関との連携強化に努めます。

### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
<b>配偶者・パートナーからの暴力対策の推進</b> ・職員によるDV相談 ・被害者の適切かつ迅速な保護 ・県や庁内課と連携した支援のための情報提供	男女共同参画担当	継続

### 《新たな取組》

内 容	担当部署
<b>配偶者・パートナーからの暴力対策の推進</b> ・相談体制の充実強化	男女共同参画担当

### ● 山口県男女共同参画相談センターの相談状況

(単位: 件)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
相談件数総数	3,340	6,517	3,972	2,335	3,352
うち DV	354	308	344	360	420

(山口県資料)

### 施策(3) セクシュアル・ハラスメントの防止対策の推進

#### 《現状と課題》

平成11年4月に改正された男女雇用機会均等法においては、女性に対するセクシュアル・ハラスメント(※)を防止するための事業主の配慮が義務づけられました。セクシュアル・ハラスメントの被害は、男女いずれにも起こる可能性があることから、平成18年6月の改正では、男女双方に対するセクシュアル・ハラスメント対策の強化が盛り込まれましたが、依然女性の被害者が多数を占めているのが現状です。

セクシュアル・ハラスメントは、対象となった個人の尊厳を不当に傷つけ、働く男女の職場環境を悪化させ、それが原因となって個人の能力が十分発揮できなくなるだけでなく、事業主にとっても円滑な業務を妨げ、社会的評価に影響を与えるなどの問題にもなります。

また、これは職場だけではなく、学校生活や社会生活においても起こりうるものとして、常に敏感な視点で考えていくことが求められています。

#### 《方向性》

職場や学校、地域など社会のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のため、情報提供や啓発活動の充実に努めます。

#### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
<b>セクシュアル・ハラスメントの防止対策の推進</b>		
・セクシュアル・ハラスメント防止の啓発と相談体制の整備	男女共同参画担当	継続
・市職員に対する啓発	人事担当	継続
・企業等に関する情報提供・啓発	商工労働担当	継続

#### ● 山口労働局雇用均等室のセクハラ相談実績

年 度	H16	H17	H18	H19	H20
件 数	119	169	360	242	185

(平成21年版 山口県男女共同参画白書)

(※)セクシュアル・ハラスメント：広義では、「他の者を不快にさせるような性的な言動」を指す。男女雇用機会均等法においては、「職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されること」とされている。

## **基本目標Ⅱ 施策等の立案及び決定への共同参画の推進**

男女共同参画の「参画」という言葉は、単なる「参加」にとどまらず、社会のあらゆる意思決定の場において、主体的に、立案の段階から関わっていくことを意味しています。

特に、男女が施策などの立案や決定の過程に共に参画することは、男女共同参画社会を実現する上で極めて重要ですが、こうした意思決定過程への女性の参画はいまだ十分とはいえません。

このため、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)(※)を取り入れながら、行政はもとより、関係機関、団体、企業などへも働きかけ、男女が共に個性や能力を十分に発揮できるよう、平等にチャンスが与えられる環境づくりを促進します。

### **重点項目 6 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大**

---

(※)積極的改善措置(ポジティブ・アクション):男女間の参画の機会の格差を改善するため必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。

## 重点項目 6 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

### **施策(1) 各種審議会等への女性の参画の促進**

#### 《現状と課題》

近年、政治・経済、行政、地域活動など、様々な分野で活躍する女性が増えています。その一方で、特に政策・方針の決定過程への女性参画は極めて低調で、大きな課題となっているのが現状です。

アンケート調査における「審議会等行政への女性の参画」についても、同じ社会の構成員として同等に参画すべきとの意見が大多数を占めています。

市の各種審議会への女性委員の登用率は、平成23年(2011年)4月現在、26.4%となっています。

今後、あらゆる分野で男女が能力を発揮できるよう、人材の発掘・育成や適切な情報の提供とあわせて、平等にチャンスを与えるという視点からも各種審議会などへの女性の参画を一層推進し、できるだけ幅広い世代、分野から女性を登用するためにも、公募制の拡大などの取組を強化する必要があります。

#### 《方向性》

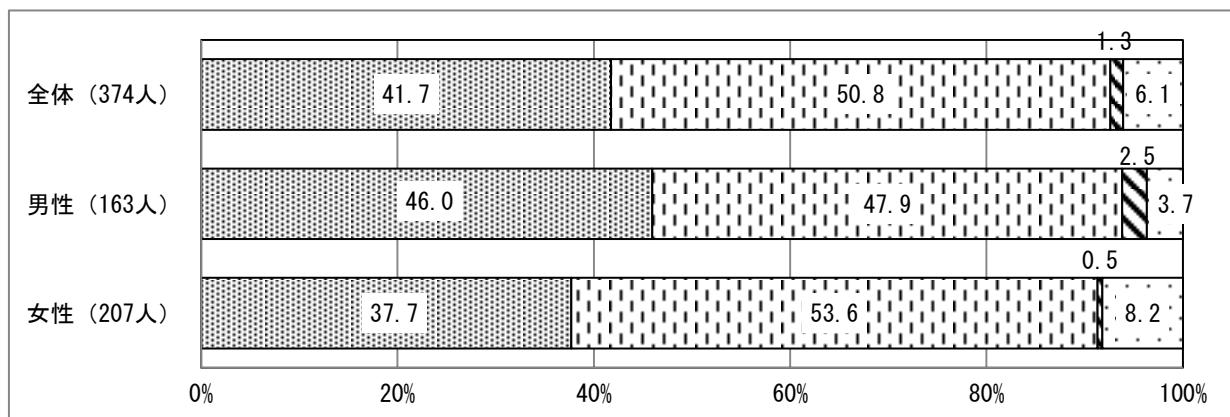
市の審議会等委員における女性委員の割合を30%以上に増やすことを目標として女性委員の積極的な登用を図ります。

#### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
<b>女性委員の参画状況の定期的な調査による目標の早期達成</b>		
・各種審議会等への女性委員登用の指導	人事担当	強化
・女性委員の積極的な登用及び公募枠の拡大	関係各担当	強化

## アンケート調査 審議会等への女性の参画について（山陽小野田市）

- 積極的に参画するべきだ
- できるだけ参画した方がよい
- あまり参画しないほうがよい
- わからない・無回答



### ひとひと 女と男の一行詩

★第6回（平成16年）最優秀賞★

あなたの心が春風だから  
花がわたしに咲くのです



## 施策(2) 市政等への女性の参画の促進

### 《現状と課題》

まちづくりの基本理念である「市民参加による市民本位」に重点をおき、「市民との対話の日」や「市政説明会」、「市民意見公募(パブリックコメント)制度」などにより、市政への関心を高め、その参画を促進しています。

調和のとれた住みよいまちづくりを推進するためには、男女を問わず、すべての市民が市政に関心を持ち、自らの考え方や意見を述べ、政策や施策の方針を決定する場に参画することが重要です。

### 《方向性》

女性の市政への自主的な参画を促進するとともに、女性が政策・方針決定過程に積極的に参画できるよう環境の整備に努めます。

### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
<b>市政への参加の促進</b>		
・「市民との対話の日」、「まちづくり市民会議」の開催及び「提言箱」の設置等を通して市政への参加の機会の提供	市民相談担当	継続
・市民意見公募(パブリックコメント)制度の活用による市政への参画機会の提供	行革担当	継続

### ひと ひと 女と男の一行詩

★第7回（平成17年）最優秀賞★

幸せにすると言ったのに

幸せになったのは俺の方だ



### 施策(3) 市、企業等の意思決定過程への女性の参画の促進

#### 《現状と課題》

働く場では、男女雇用機会均等法の改正などによって、制度上の男女平等は着実に進んでいますが、固定的性別役割分担意識から、管理職の大半を男性が占めているなどの格差が多く残っています。

市においては、平成23年(2011年)4月現在の一般行政職に占める女性職員の割合は、20.1%で、係長以上の役職者に占める女性職員の割合は、12.1%となっています。

このため、女性職員の意見をあらゆる行政分野に反映できるよう、平等取扱の原則と能力主義を踏まえつつ、女性職員の登用、職域拡大に取り組むことが必要です。

#### 《方向性》

積極的改善措置(ポジティブ・アクション)(※)を取り入れ、特に市においては、女性の登用を積極的に進めるとともに、企業などの民間部門に対しても、女性の登用促進に向けた協力要請などの取組を進めます。

#### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
<b>多様な研修による女性職員の能力開発の推進</b> ・男女の別に捉われない研修機会の平等な提供	人事担当	継続
<b>女性職員の職域拡大を図り、職務を幅広く経験できる人事配置の展開</b> ・役職への登用、女性職員未配置分野への女性職員の配置	人事担当	継続
<b>企業や民間団体における女性参画の要請</b> ・企業、民間団体等への女性の登用促進の啓発及び協力要請	男女共同参画担当 商工労働担当 関係各担当	継続

(※)積極的改善措置(ポジティブ・アクション)(再掲):男女間の参画の機会の格差を改善するため必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。

## **基本目標Ⅲ 家庭、地域における男女共同参画の推進**

近年、私たちを取り巻く社会情勢の急激な変化の中で、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい状況に直面しています。

男女が共に健康で豊かな生活を送るとともに、社会のあらゆる分野で活躍するためには、仕事と生活の調和を図ることが大切です。家庭生活の場では、ともすれば女性の役割と決めつけられがちな家事や育児、介護などでも、男性・女性が共に責任を担い、協力し合うことが必要であると同時に、そのための社会的な支援も重要になってきます。

このため、市民の多様なライフスタイルに応じた育児環境や福祉サービスの充実、健康づくりのための支援などを進めていきます。

また、充実した心豊かな生活を送るために家庭生活だけでなく、これを取り巻く地域や社会との関わりが重要です。男女が共に仕事と家庭生活、地域生活等を両立することができるよう、普及啓発や地域活動への参加促進に向けた支援などの取組を推進する必要があります。

**重点項目 7 男女が自立して支え合う家庭づくり**

**重点項目 8 男女共同参画による豊かな地域社会づくり**

## 重点項目7 男女が自立して支え合う家庭づくり

### **施策(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進**

#### 《現状と課題》

仕事と生活の調和は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能とともに、育児・介護も含め家族が安心して暮らしていく上で重要なものです。

このため、社会的気運の醸成、多様な働き方を可能にする職場環境の整備、子育てや介護等に関する支援策の充実などが求められます。

#### 《方向性》

子育て、介護等の施策と連携を図りながら、事業者、労働者、国、県などと連携して、仕事と生活の調和の普及を図ります。

#### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
<b>育児・介護休業制度の普及、啓発</b>		
<b>男性の家事・育児・介護等への参画促進</b> (再掲 I-3-(1)、IV-9-(3))		
・特定事業主行動計画(※)の推進 ・男性職員が育児休業等を取得しやすい職場環境の整備	人事担当	強化
・男性の家事・育児・介護等への参画啓発	人事担当 児童福祉担当 高齢者福祉担当 障がい者福祉担当 商工労働担当	強化 継続 継続 継続 継続
・次世代育成支援対策の着実な推進	児童福祉担当	継続
<b>多様な働き方を可能にする条件整備</b>		
男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法などの関係法令の周知徹底(再掲IV-9-(1)(2)(4))	商工労働担当	継続
就業・再就職対策の充実促進(再掲IV-9-(2)(4)) ・資格、技能取得などの情報提供	商工労働担当	継続

#### 《新たな取組》

内 容	担当部署
<b>「仕事と生活の調和」の啓発促進</b> ・特定事業主行動計画の推進 ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章の啓発	人事担当 男女共同参画担当

(※)特定事業主行動計画(再掲)：「次世代育成支援対策推進法」に基づき、特定事業主(国の各府省や地方公共団体)が、自らの職員の子どもたちの健やかな出生と育成を支援するため、策定・推進する計画。

## 施策(2) 子どもを育てやすい環境づくり

### 《現状と課題》

少子化の進行や核家族化の増加に加え、人々の価値観が多様化する中で、地域の連帯自体が薄れており、子育てに対して不安感や負担感をもつ親が多くなっています。

家庭においては、男女が共に責任を担うことが必要ですが、これを補完あるいは支援していく社会的な取組が求められています。

このため、家庭の理解や職場の支援を促進し、子育てを社会全体で支援する環境づくりが必要です。

### 《方向性》

市民の様々なライフスタイルに対応できるよう、保育所などの施設整備やニーズに対応した特別保育(延長保育、一時保育、乳児保育など)の充実を図るとともに、子育ての不安を解消するために、親同士の交流や子育てに関する情報提供・相談体制の整備などを図りながら、社会全体で支援する環境づくりを推進します。

### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
<b>母子保健サービスの充実</b>		
<b>母性保護の重要性と正しい認識のための啓発</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・マタニティマークの周知</li><li>・妊娠届出時の面接相談</li><li>・マタニティスクールの開催</li></ul>	母子保健担当	継続
<b>妊娠・出産期と乳幼児期の母子保健体制の充実</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・妊娠婦、新生児、乳児期の家庭訪問・相談</li><li>・幼児集団健診の実施</li><li>・家庭訪問の実施</li></ul>	母子保健担当	継続
<b>不妊への支援</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・不妊治療費助成制度(一般・人工授精・特定)</li></ul>	母子保健担当	継続
<b>母子保健推進員による地域活動の支援強化</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・資質向上のための研修会実施</li></ul>	母子保健担当	継続
<b>妊娠・出産・子育てへの社会的支援</b>		
<ul style="list-style-type: none"><li>・妊婦健康診査受診補助</li><li>・乳児一般健康診査受診補助</li><li>・乳幼児精密健康診査</li><li>・予防接種</li></ul>	母子保健担当	継続
<ul style="list-style-type: none"><li>・パパママ教室</li><li>・マタニティクラス</li><li>・ベビークラス(アフターヨガ)</li><li>・立会分娩個別指導</li><li>・マタニティヨガ</li><li>・助産師外来</li></ul>	市民病院	継続

多様な子育て支援の充実		
<b>子育てを社会全体で支援するための意識啓発の推進</b>		
・次世代育成支援対策行動計画の着実な推進	児童福祉担当	継続
・パパママを対象にしたマタニティスクールの開催 ・小学6年生と乳幼児とのふれあい体験	母子保健担当	継続
・「おんがくであそぼう」の開催 ・「0歳からのファミリーコンサート」の開催	文化振興担当	継続
・マタニティブックスタート事業	図書館	継続
<b>子育てを地域から推進するための体制整備</b>		
・地域活動組織の育成支援 ・ファミリーサポートセンターの設置	児童福祉担当	継続
<b>子育てについての相談支援体制の整備充実</b>		
・すくすく相談の実施 ・育児学級の実施 ・家庭訪問・相談の実施	母子保健担当	継続
<b>多様化する保育ニーズに対応した特別保育の充実</b>		
・延長保育の拡充 ・一時保育の拡充 ・乳児保育の実施 ・障がい児保育の実施	児童福祉担当	継続
<b>病後児保育の充実</b>		
・病後保育の実施及び受け入れ促進	児童福祉担当	継続
<b>放課後の学童保育の実施</b>		
・待機児童が生じない実施体制の整備	児童福祉担当	継続
<b>児童館等の整備充実</b>		
・児童館事業の充実 ・放課後こどもプランとの連携	児童福祉担当	継続
<b>地域子育て支援センター、保育所等の整備充実の支援</b>		
・地域子育て支援センターの設置支援 ・保育所施設整備の支援	児童福祉担当	継続
<b>保育料など負担軽減のための経済的支援の実施</b>		
・既存の軽減施策の継続実施 ・保育所保育料の平準化の検討実施	児童福祉担当	継続
<b>次世代育成支援対策行動計画の推進</b>		
・次世代育成支援対策推進協議会の開催	児童福祉担当	継続

### 施策(3) 福祉の充実と健康づくり

#### 《現状と課題》

高齢者の介護は、家庭だけでなく地域でも考えていかねばならない喫緊の課題です。

こうした介護の負担を要介護者の家族、とりわけ女性に集中することなく、社会全体で支えるシステムづくりが求められています。

また、年齢や障害の有無にかかわりなく、すべての人が地域社会で自立し、生きがいを持って生活することができるよう、福祉サービスや健康づくりのための環境整備が必要です。

#### 《方向性》

介護の負担が女性だけにかかるないよう、社会全体で支える介護保険制度の着実な実施や活用を図るとともに、高齢者や障害者を含むすべての人が地域社会で自立し、生きがいをもって生活できるよう支援していきます。

また、男女がともに生涯を通して健康に過ごせるよう、健康づくりの支援に努めるとともに、健康管理意識の啓発に努めます。さらに、高齢者がその豊富な知識や経験を活かし、さまざまな分野でいきいきと活躍できる生涯現役社会づくりを推進します。

#### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
<b>保健・福祉サービスの充実</b>		
<b>寝たきりや認知症予防の推進</b>		
・基本チェックリストの実施による二次予防事業対象者の把握と通所又は訪問による介護予防事業の推進	高齢者福祉担当	継続
・健康診査・健康教育・健康相談(定例外)の実施 ・家庭訪問の実施	保健担当	継続
<b>高齢者福祉計画の推進</b>		
・計画の達成状況の点検、分析、評価	高齢者福祉担当	継続
<b>障がい福祉計画の推進</b>		
・計画の達成状況の点検、分析、評価	障がい者福祉担当	継続
<b>在宅保健福祉サービスの充実</b>		
・在宅の介護保険サービス及びこれを補完する各種生活支援サービスの提供	高齢者福祉担当	継続
・訪問健康診査の実施	保健担当	継続
<b>介護保険制度の円滑な運営</b>		
・介護保険事業計画に盛り込んだ居宅サービス及び施設サービスの提供	高齢者福祉担当	継続
<b>家族介護者への支援</b>		
・家族介護者への見舞金の支給 ・家族介護者元気回復事業の実施	高齢者福祉担当	継続
・「介護者の集い」の開催 ・「認知症家族を支える集い」の開催 ・介護者へのお便りの送付	保健担当	継続

<b>相談体制、情報提供体制の整備</b>		
・地域包括支援センター及びサブセンターの運営 ・社会福祉協議会の「心配ごと相談」事業 ・友愛訪問員の活動支援	高齢者福祉担当	継続
・定例健康相談の実施 ・随時相談(来所・電話)での対応 ・SOS 健康・情報センターからの情報発信・受信	保健担当	継続
<b>民間福祉団体の育成強化</b>		
・社会福祉協議会が運営するボランティアセンターを中心とした、育成・活動	高齢者福祉担当 社会福祉担当	継続 充実
<b>地域ネットワークづくりの促進</b>		
・ひとり暮らし高齢者のための緊急通報体制整備事業 ・友愛訪問事業	高齢者福祉担当	継続
・社会福祉協議会と民生児童委員協議会の協働による「ふれあいネットワークづくり運動」の実施	社会福祉担当	充実
<b>心身の健康づくりの充実</b>		
<b>高齢者の社会参画の促進</b>		
・老人クラブスポーツ大会、グラウンドゴルフ大会等の行事への助成(老人クラブ及び老人クラブ連合会) ・老人の日行事への助成(地区社協) ・老人福祉作業所の運営	高齢者福祉担当	継続
<b>シルバー人材センター事業への支援</b>	商工労働担当	継続

## ひと ひと 女と男の一言詩

★第8回（平成18年）最優秀賞★

なぜ刺さる

まわりの視線 ハハ産休



## 重点項目8 男女共同参画による豊かな地域社会づくり

### **施策(1) 地域活動における男女共同参画の推進**

#### 《現状と課題》

暮らしやすい活力ある地域社会をつくる上で、男女の地域活動への参画は重要であり、そのためには男性の仕事優先の意識・ライフスタイルを見直すとともに、地域に残る性別による役割分担や慣習にとらわれない協力体制が必要です。

#### 《方向性》

男女の地域活動への参画を促進するため、意識啓発や情報提供を推進し、ボランティア活動やNPO(※)活動などを支援するとともに、地域活動団体の意思決定の場への女性の参画を促進します。

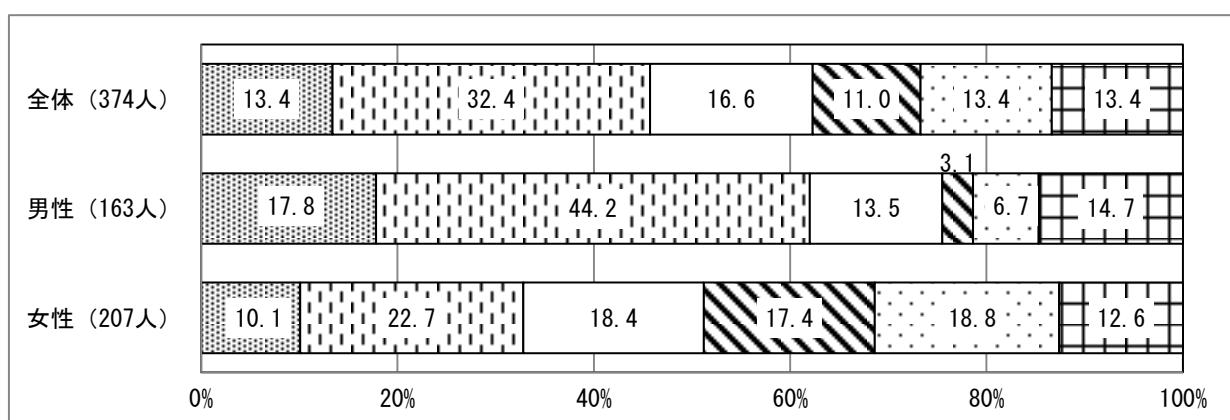
#### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
<b>地域活動団体等への情報提供・学習機会の充実</b>		
・女性団体連絡協議会の構成団体やふるさとづくり協議会等への情報提供	男女共同参画担当 市民活動担当	継続
・社会教育団体への情報・学習機会の提供	社会教育担当	継続
<b>生涯学習ボランティアの人材養成・活用の促進</b>		
・ボランティア活動に必要な情報の提供 ・コーディネーターなどの育成 ・生涯学習ボランティア活動の促進	社会教育担当	継続
<b>ボランティア活動やNPO活動などへの支援</b>		
・市民活動団体の情報収集とガイドブック・ホームページでの情報提供 ・NPOネットワーク連絡協議会の開催 ・市民活動支援センターの設置	市民活動担当	継続
<b>地域活動団体の意思決定の場への女性の参画促進</b>	市民活動担当	継続

(※)NPO:Non-Profit Organizationの略で、様々な非営利活動を行う非政府、民間の組織であり、通常民間非営利組織と呼ばれている。

## アンケート調査 仕事と家庭生活または地域活動への現在の係わり方（山陽小野田市）

- 家庭生活または地域活動よりも、仕事に専念している。
  - 家庭生活または地域活動にも携わるが、あくまでも仕事を優先させている。
  - 家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させている。
  - 仕事にも携わるが、家庭生活または地域活動を優先させている。
  - 仕事よりも、家庭生活または地域活動に専念している。
  - わからない・無回答



## ★第9回（平成19年）最優秀賞★

## 家庭と社会

# 支える男女のヤジロベー



## 施策(2) 防災分野における男女共同参画の推進

### 《現状と課題》

被災時に当たり、物資の提供やプライバシーの保護など、女性のニーズに対する配慮が不足していたり、炊事・洗濯等、悪条件の中での家事負担が女性に集中してたりする事例が見受けられます。

これから災害時の対応については、男女共同参画の視点を踏まえ、きめ細かい取組を進めるとともに、女性の参画を促進することが必要となります。

### 《方向性》

防災における男女共同参画を推進するため、固定的性別役割分担意識を見直すとともに、方針決定過程への女性の参画の促進、及び女性リーダーの育成など、男女共同参画の視点を積極的に取り入れます。

また、被災時には、女性のニーズに配慮した取組を推進することにより、女性の声に耳を傾けながら災害対策の改善を図っていきます。

### 《新たな取組》

内 容	担当部署
防災分野における女性の参画の促進 被災現場における男女共同参画	防災担当

### ひと ひと 女と男の一行詩

★第10回（平成20年）最優秀賞★

男も女も適材適所

増える役割 減る差別



## **基本目標IV 男女が働きやすい職場づくり**

就業は、人々の生活の経済的な基盤を形成する上でも、また、男女共同参画社会の実現にとっても、極めて重要な意味をもっています。

これまでにも「男女雇用機会均等法」の施行などによって、法制面の整備が進められてきましたが、男女の均等な雇用機会の確保や賃金格差の解消などの課題が残されています。また、経済の低迷に伴い、雇用・就業環境が悪化する中で、貧困など生活上の困難に直面する人々も増えています。

社会環境や経済構造の変化が進む中、少子・高齢化などの進展に対応する雇用管理や労働条件の下で、男女が共に個性と能力を十分に発揮し、意欲を持って働くことのできる環境づくりを進めなければなりません。

また、農林水産業・商工業などの自営業の分野においても、女性の労働の適正な評価を促すとともに、経営への参画を支援することが必要です。

### **重点項目 9 男女が共に能力を発揮できる就業環境の整備**

## 重点項目9 男女が共に能力を発揮できる就業環境の整備

### **施策(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保**

#### 《現状と課題》

女性の職場進出・職域拡大が進む中で、男女雇用機会均等法など法制上また各種支援制度の整備などにより、雇用環境の改善が進んでいますが、従来からの固定的性別役割分担意識などによって、必ずしも女性がその能力を十分発揮できる環境が実現しているとはいえません。

このため、男女が性別によって差別されることなく、個人の能力に応じた待遇が受けられるよう、男女雇用機会均等法の趣旨や内容の一層の周知が必要です。

また、女性の職業能力を高めるため、適切な職業選択を促すための意識啓発も大切です。

#### 《方向性》

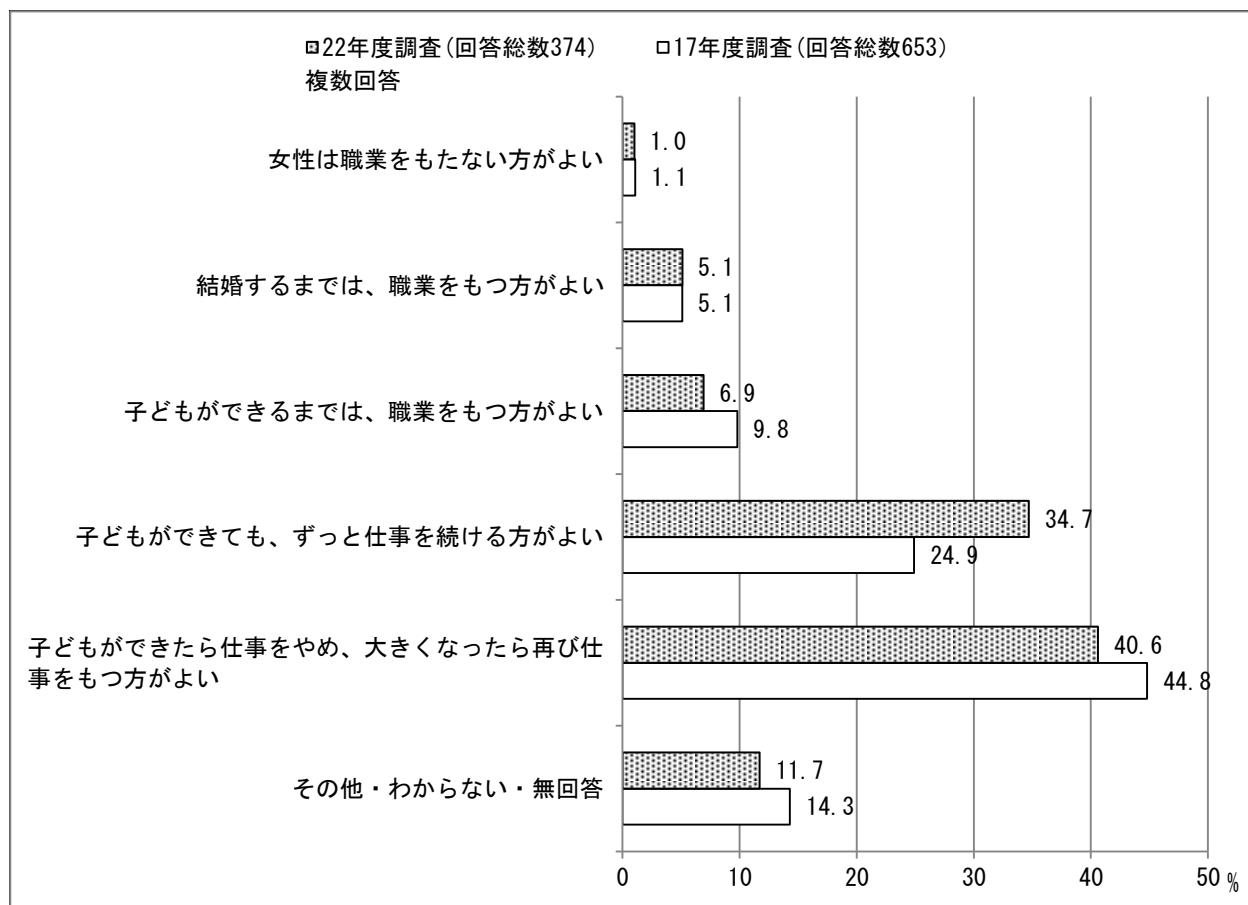
男女の格差是正のための積極的改善措置(ポジティブ・アクション)(※)を促進し、実質的な男女の均等な機会確保を目指します。また、女性の労働条件や就業環境の改善に向けて、関係機関と連携し関係法令などの周知に努めます。

#### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
雇用における男女の均等取扱いの周知	商工労働担当	継続
男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法などの関係法令の周知徹底（再掲Ⅲ-7-(1)、Ⅳ-9-(2)(4)）	商工労働担当	継続
働く女性の妊娠・出産にかかる保護規定の啓発 ・保健センター内ヘポスターの掲示 ・働く妊婦への「母性健康管理指導事項連絡カード」の説明	母子保健担当	継続

(※)積極的改善措置(ポジティブ・アクション)(一部再掲): 男女間の参画の機会の格差を改善するため必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。男女雇用機会均等法においては、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置は違法でない旨が明記されるとともに、企業が実施するポジティブ・アクションに対する国の援助が盛り込まれている。

**アンケート調査 女性が職業をもつことについて（山陽小野田市）**



ひと ひと  
**女と男の一行詩**

★第11回（平成21年）最優秀賞★

心地良い 風が男女の垣根越え

未来へ吹くよ 共同参画



## 施策(2) 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

### 《現状と課題》

単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化などの中で、貧困などの生活上の困難に陥る層が増加しています。特に女性は、出産・育児等による就業の中止や非正規雇用が多いことなどを背景として、相対的貧困率が男性に比べて高くなっています。

生活上の困難に直面する男女を支援するとともに、男女共同参画を推進し、均等な機会と公正な待遇の確保、女性が働きやすい就業環境の整備等に取り組む必要があります。

### 《方向性》

関係機関等と連携し離職者、求職者等の雇用の安定確保を図るとともに、ひとり親家庭等の支援に取り組みます。

### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法などの関係法令の周知徹底（再掲 III-7-(1)、IV-9-(1)(4)）	商工労働担当	継続
就業・再就職対策の充実促進（再掲 III-7-(1)、IV-9-(4)） ・資格や技能取得などの情報提供	商工労働担当	継続
ひとり親家庭に対する自立支援 ・母子家庭高等技能訓練促進費等給付金の支給	児童福祉担当	継続

### ひと ひと 女と男の一行詩

★第12回（平成22年）最優秀賞★

女の癖に

その癖やめて お父さん



### 施策(3) 育児・介護休業制度の普及・啓発

#### 《現状と課題》

共働き世帯が増加する中で、「男は仕事、女は家庭さらに仕事」ということでは、女性の負担はますます増加し、働く場においても、女性が責任をもって仕事をしていくことが困難となっています。

また、育児・介護休業法が制度化されながらも、実際には休業取得が困難であったり、男性の取得利用が進んでいないといった状況もみられます。このため、育児・介護休業制度の周知徹底やこれらの積極的な利用を促進することが必要です。

#### 《方向性》

仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発を推進するとともに、育児・介護休業制度を取得しやすい職場環境の整備に努めます。

#### 《具体的取組》

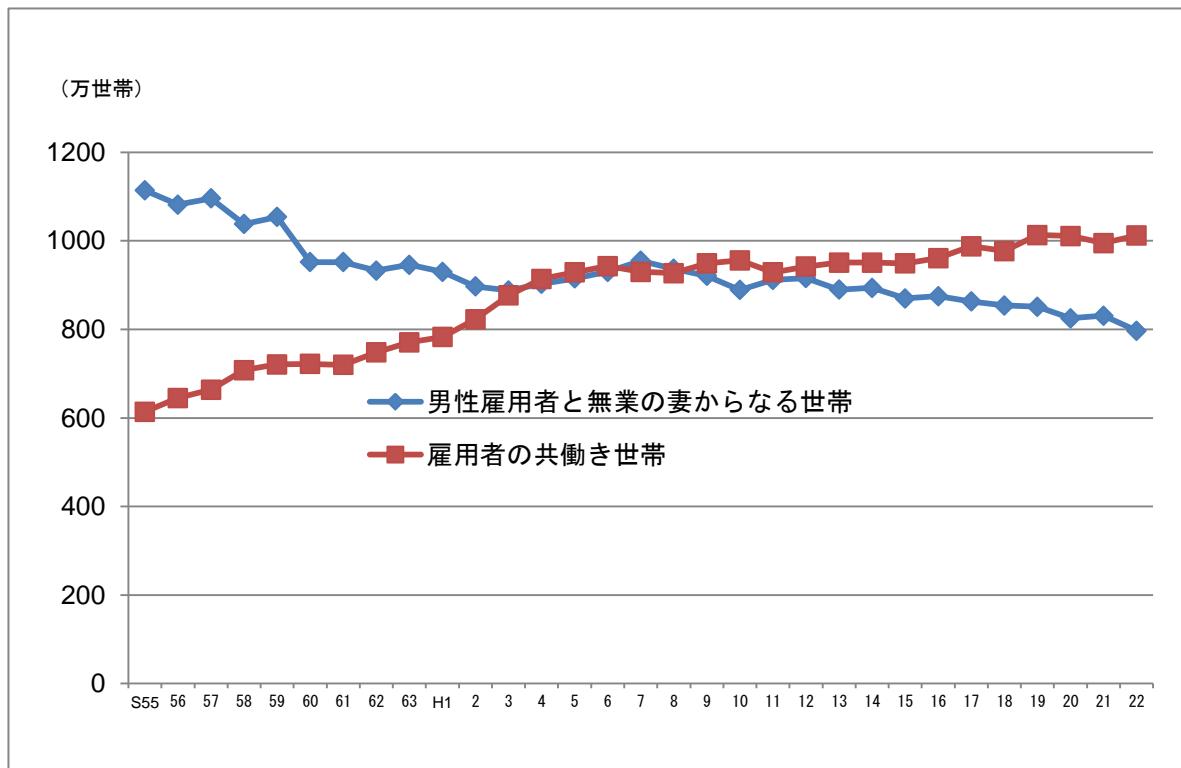
内 容	担当部署	今後の取組
<b>男性の家事・育児・介護等への参画促進</b> (再掲 I-3-(1)、III-7-(1))		
・ <u>特定事業主行動計画</u> (※)の推進 ・男性職員が育児休業等を取得しやすい職場環境の整備	人事担当	強化
・男性の家事・育児・介護等への参画啓発	人事担当 児童福祉担当 高齢者福祉担当 障がい者福祉担当 商工労働担当	強化 継続 継続 継続 継続
・次世代育成支援対策の着実な推進	児童福祉担当	継続

(※)特定事業主行動計画(再掲)：「次世代育成支援対策推進法」に基づき、特定事業主(国の各府省や地方公共団体)が、自らの職員の子どもたちの健やかな出生と育成を支援するため、策定・推進する計画。

## ● 共働き等世帯数の推移

我が国は、昭和55年以降、共働き世帯数は年々増加し、平成9年以降は共働き世帯数が片働き世帯数を上回っている。

平成22年(2010年)においては、共働き世帯が1,012万世帯となり、片働き世帯の797万世帯を大きく上回っている。



注1:昭和55年から平成13年は総務省「労働力調査特別調査」(各年2月、ただし、昭和55年から昭和57年は各年3月)、  
14年以降は「労働力調査(詳細結果)」(年平均)より作成

2:「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。

3:「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。

(資料) 男女共同参画白書 平成23年版 (内閣府)

#### 施策(4) 多様な働き方を可能にする条件整備

##### 《現状と課題》

経済・社会環境が変化する中で、企業の意識や雇用形態も大きく変化してきています。

こうした中で、男女が個性豊かで自らのライフスタイルに合った働き方を選択することができ、生涯を通して充実した職業生活を送ることができる環境づくりが求められています。

このため、育児・介護などによる離職者の再就職を支援するため、職業能力の開発・向上、雇用情報の提供とともに、パートタイム労働者・派遣労働者の待遇・労働条件の改善及び在宅就労者への支援に向けて、関係機関との連携を図ることが必要です。

##### 《方向性》

育児・介護等による離職者に対する雇用情報の提供及び相談の充実を図るとともに、自己啓発への支援を行います。また、パートタイム労働者や派遣労働者の労働条件などを改善するため、関係機関と連携して関係法令等の周知に努めます。

##### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法などの関係法令の周知徹底（再掲 III-7-(1)、IV-9-(1)(2)）	商工労働担当	継続
就業・再就職対策の充実（再掲 III-7-(1)、IV-9-(2)） ・資格や技能取得などの情報提供	商工労働担当	継続

#### ひと ひと 女と男の一 行詩

★第13回（平成23年）最優秀賞★

会社で新人 育児も新人

妻もがんばる 僕もがんばる



## 施策(5) 農林水産業・商工業等自営業における労働環境の整備

### 《現状と課題》

農林水産業や商工業などの自営業においては、女性が仕事・生活の両面で重要な役割を果たしています。必ずしもその貢献度が十分に評価されているとはいえないません。

また、農林漁業、商工団体などの役職者は圧倒的に男性が多く、経営や事業運営の方針決定などへの女性の参画は進んでいないのが実情です。

このため、女性が仕事上で貢献していることを適正に評価するとともに、経営とこれに関連する活動に対して、女性が対等なパートナーとして参画する機会を持つことが重要です。

### 《方向性》

女性の役割と貢献に対して適正な評価がなされ、経済的な自立が図られるよう、家族経営協定(※)の普及や仕事に必要な経営知識などを習得できる機会の充実に努めます。

### 《具体的取組》

内 容	担当部署	今後の取組
農林水産業等自営業における女性の労働の適正評価の意識啓発	農林水産担当	継続
農漁業従事者に対する家族経営協定の普及	農林水産担当	継続
関係機関と連携して技術や経営管理講習の開催 ・農協・県漁協各支店などと連携した技術・経営管理講習会等の開催 ・雇用能力開発支援センター、商工会議所等関係機関との連携による講習等の開催	農林水産担当 商工労働担当	継続 継続
グループ活動による女性の能力開発、異業種女性団体との交流研修の推進 ・女性団体連絡協議会主催の交流研修会の開催(講演会の開催)	男女共同参画担当	継続

(※)家族経営協定:農業や漁業経営に参画する個人の地位及び役割を明確化し、その意欲と能力を充分に発揮できるようにするため、経営の方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて、家族の話し合いにより取り決めるもの。

## **基本目標V 国際理解を通した男女共同参画の推進**

国際社会においては、国連を始めとして、国際的な女性の地位向上に係る様々な施策が進められてきました。諸外国では男女共同参画が大きく進展している例もありますが、我が国においては固定的性別役割分担意識の解消など多くの課題が残されています。

国際社会における男女共同参画の進展を認識するとともに、国際感覚を備えた人材を育成するなど、国際交流を通して男女共同参画社会を目指す取組を推進する必要があります。

### **重点項目10 国際交流による国際規範・基準の浸透**

## 重点項目 10 國際交流による國際規範・基準の浸透

### **施策(1) 國際理解・國際交流の推進**

#### **《現状と課題》**

我が国の男女共同参画は、国連をはじめとする国際的な女性の地位向上の動きと連動して進められてきました。特に、女子差別撤廃条約や「北京宣言及び行動要綱」の実施、「女性2000年会議」で採択された行動目標のさらなる前進が求められています。

男女共同参画は世界共通の課題です。市民一人ひとりが国際社会の一員としての自覚をもち、女性の地位向上に向け国際交流・協力活動に共に参画していくことが重要です。

このため、国際社会の動向を注視するとともに、国際交流を通じた国際規範・基準の浸透を図る取組をさらに推進する必要があります。

#### **《方向性》**

姉妹都市との交流や国際交流団体との連携を図りながら、相互理解を促進し、国際交流の場における男女参画の推進に努めるとともに、国際交流に関する事業を通して国際規範・基準の普及啓発を図ります。

#### **《具体的取組》**

内 容	担当部署	今後の取組
<b>国際理解のための学習機会の充実</b> ・外国人のための日本語教室の開催 ・韓国語・中国語教室の開催 ・世界の料理教室の開催	国際交流担当	継続
<b>外国人への情報提供</b> ・関係機関からの各種情報の提供	国際交流担当	継続
<b>姉妹都市交流の推進</b> ・モートンベイ市への中学生派遣事業 ・レッドクリフハイスクール生徒の訪問団の受入 ・小学校4校(高千帆・高泊・須恵・赤崎)とオーストラリアの姉妹校4校との児童作品の交換交流	国際交流担当 学校教育担当	継続
<b>国際交流団体等への支援</b> ・ホストファミリーに対する助成	国際交流担当	継続
<b>民間交流の促進</b> ・文化・スポーツ・教育交流の助成 ・在住外国人ふれあいバスツアーの開催	国際交流担当	継続

#### **《新たな取組》**

内 容	担当部署
<b>国際規範・基準の浸透を図るための普及・啓発</b> ・国際規範・基準等の周知	男女共同参画担当

## **第4章 プランの推進**

### **1. プランの推進体制**

このプランの推進にあたっては、市民、事業者、関係機関、行政などが一体となって取り組むことが必要です。そのために、関係団体との連携強化に努めます。

また、有識者や公募による委員で構成する「山陽小野田市男女共同参画審議会」を開催し、男女共同参画に関する事項について調査・審議を行い、施策に反映していきます。

### **2. 庁内の推進体制**

庁内の横断組織である「山陽小野田市男女共同参画推進本部」を中心として、総合的な企画調整を図りながら各担当部署との連携を密にし、プランの着実な推進を図ります。また、職員研修や職場環境づくり等を通して、職員の意識啓発を推進します。

### **3. 国、県、関係機関、民間等との連携**

男女共同参画に関する先進的な取組事例などの情報の収集・発信に努めるとともに、県・他市町との連携を深め、広域的な取組を進めます。

### **4. 進捗状況の検証**

プランに基づく施策の進捗状況を的確に把握・検証し、施策の進行管理に努めます。

## 男女共同参画に関する行政のあゆみ

年	世 界(国連)	日 本	●山口県 ◇山陽町 ◆小野田市 ☆山陽小野田市
1975 (S50)	国際婦人年 (目標:平等、発展、平和) 国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	● 山口県女性問題対策審議会 「国際婦人年に考える」建議 ● 山口県女性問題対策審議会 「国際婦人年行動計画について」建議
1976 (S51)	「国連婦人の十年」始まる (1976～1985)		
1977 (S52)		「国内行動計画」策定 「国立女性教育会館」設置	
1978 (S53)			● 山口県の婦人の現状発行 ●「山口県婦人関係行政推進協議会」設置
1979 (S54)	国連第34回総会 「女子差別撤廃条約」採択		●「よりよい社会をめざす山口県婦人行動 計画」策定 ● 勤労婦人懇話会設置
1980 (S55)	「国連婦人の十年」中間年 世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期 行動プログラム」採択		● 山口県婦人行動対策会議発足
1981 (S56)		「国内行動計画後期重点 目標」策定	
1982 (S57)			● 婦人対策室新設 ● 婦人就業センター開設 ● 山口県婦人団体連絡協議会発足
1985 (S60)	「国連婦人の十年」ナイロビ 世界会議「婦人の地位向上 のためのナイロビ将来戦略」 採択	「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	●「婦人の生活と意識に関する実態調査」 実施
1987 (S62)		「西暦2000年に向けての 新国内行動計画」策定	● 山口県婦人教育文化会館竣工 ◆「小野田市女性団体連絡協議会」発足
1988 (S63)			●「第二次山口県婦人行動計画」策定 ◇「山陽町女性団体連絡協議会」発足
1990 (H2)	国連婦人の地位委員会拡大 会期 国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のための ナイロビ将来戦略に関する第 1回見直しと評価に伴う勧告 及び結論」採択		● 婦人問題に関する意識調査実施 ◇「山陽町女性問題対策審議会」設置 ◇「山陽町における女性の地位向上及び 社会参加に関し、取り組むべき当面の 課題と方策について」諮問
1991 (H3)		「育児休業法」公布	
1992 (H4)			◇「山陽町における女性の地位向上及び 社会参加に関し、取り組むべき当面の 課題と方策について」答申

年	世 界(国連)	日 本	●山口県 ◆小野田市 ◇山陽町 ☆山陽小野田市
1993 (H5)			●家庭責任に対する男女の役割と期待に関する意識調査 ●「第二次山口県婦人行動計画」一部改定(愛称:やまぐち女性プラン) ●やまぐち女性財団設立
1994 (H6)	男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置(政令) 男女共同参画推進本部設置		●「女性青少年課」に課名変更 ◇「山陽町婦人行動計画 さんよう女性プラン(仮称)の策定について」諮問
1995 (H7)	第4回世界女性会議—平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	●やまぐち女性プラン推進本部設置 ◇山陽町女性問題対策審議会が町民約1,000人を対象としたアンケート実施
1996 (H8)		男女共同参画推進連携会議発足 「男女共同参画2000年プラン」策定	●「企画部女性青少年課」から「環境生活部女性青少年課」に変更 ◆「小野田市女性問題対策委員会」と「小野田市女性団体連絡協議会」が女性問題に関する建議、要望書を提出 ◆「女性行政推進室」新設 ◆「小野田市女性問題対策委員会」を発展的解消し、「小野田市男女共同参画審議会」を設置 ◆「小野田市男女共同参画推進協議会」設置 ◆「女性問題に関する意識調査」実施
1997 (H9)		男女共同参画審議会設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	
1998 (H10)			●「やまぐち男女共同参画プラン」策定 ●「やまぐち女性プラン推進本部」から「やまぐち男女共同参画プラン推進本部」に変更 ●女性副知事就任 ◆「おのだ男女共同参画プラン」策定
1999 (H11)		「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「食料・農業・農村基本法」公布、施行	●山口県女性問題対策審議会に「男女共同参画社会の推進に関する条例の基本的な考え方について」諮問
2000 (H12)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」閣議決定	●「山口県男女共同参画推進連携会議」設立 ●山口県女性問題対策審議会「男女共同参画社会の推進に関する条例の基本的な考え方について」答申 ●女性青少年課「女性係」を「男女共同参画推進班」に改組 ●「山口県男女共同参画推進条例」公布、施行 ●「山口県男女共同参画審議会」設置 ●やまぐち男女共同参画相談室開設 ◇「さんよう男女共同参画プラン(仮称)について」答申

年	世 界(国連)	日 本	●山口県 ◆小野田市 ◇山陽町 ☆山陽小野田市
2001 (H13)		男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 第1回男女共同参画週間	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 山口県男女共同参画審議会に「山口県男女共同参画推進条例を踏まえた男女共同参画の推進に関する施策の基本的な方向について」諮問</li> <li>● 「女性青少年課」を「男女共同参画課」に改組</li> <li>● 「山口県男女共同参画相談センター」開設</li> <li>● 「やまぐち男女共同参画プラン推進本部」から「山口県男女共同参画推進本部」に変更</li> <li>● 山口県男女共同参画審議会「男女共同参画推進の基本計画策定に当たっての基本的考え方」答申</li> <li>◇「男女共同参画地域フォーラムin厚狭郡」開催</li> <li>◇「さんよう男女共同参画プラン」策定</li> <li>◆「男女共同参画に関する意識調査」実施</li> </ul>
2002 (H14)			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 山口県男女共同参画審議会に「山口県男女共同参画基本計画の策定について」諮問</li> <li>● 山口県男女共同参画審議会「山口県男女共同参画基本計画(案)について」答申</li> <li>● 「山口県男女共同参画基本計画」(きらめき山口ハーモニープラン)策定</li> <li>◆「女性行政推進室」を「男女共同参画推進室」に改組</li> </ul>
2003 (H15)		「少子化社会対策基本法」公布、施行 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	◆「第2次おのだ男女共同参画プラン」策定
2004 (H16)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	◆「小野田市男女共同参画推進条例」公布、施行
2005 (H17)	国連「北京+10」閣僚級会合 (ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定	<p>☆ 平成17年3月22日小野田市と山陽町の1市1町が合併し、山陽小野田市誕生</p> <p>☆「山陽小野田市男女共同参画推進条例」公布、施行</p> <p>☆「山陽小野田市男女共同参画推進本部」設置</p> <p>☆「山陽小野田市男女共同参画審議会」設置</p> <p>☆ 各種団体等へ広聴及び意識調査実施</p>
2006 (H18)		「男女雇用機会均等法」改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定</li> <li>☆ 高校生の意識調査実施</li> </ul>
2007 (H19)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「山口県男女共同参画基本計画(改定版)」策定</li> <li>☆「さんようおのだ男女共同参画プラン」策定</li> </ul>

年	世 界(国連)	日 本	●山口県 ◆小野田市 ◇山陽町 ☆山陽小野田市
2008 (H20)			● やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度創設 ● 女性のチャレンジ応援サイト開設
2009 (H21)		「育児・介護休業法」改正	● 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(改定版)」策定
2010 (H22)	国連「北京+15」記念会合 (ニューヨーク)	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」 及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	☆「男女共同参画に関する市民アンケート」 実施 ☆「女性の日」創設・記念事業実施
2011 (H23)	UN Women 正式発足		● 「山口県男女共同参画基本計画(第2次改定版)」策定

# 山陽小野田市男女共同参画推進条例

平成 17 年 3 月 22 日

条例第 33 号

## 目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)

第 2 章 基本的施策(第 9 条—第 15 条)

第 3 章 雜則(第 16 条)

## 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女の人権が尊重される男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)男女共同参画 男女が性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮することができる機会が確保され、互いに社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。
- (2)積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3)事業者 営利を目的とした事業を行う法人又は個人、公益法人その他社会のあらゆる分野において経済活動又は社会活動を行う法人をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1)男女が性別により差別されることなく、個人として個性と能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、男女の個人としての人権が尊重されること。
- (2)社会の制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること。
- (3)男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者、民間の団体等における方針の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されること。
- (4)男女がそれぞれの家庭生活、職業生活その他社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を担うこと。
- (5)生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し男女が互いの意思を尊重すること及び互いに健康な生活を営むことについて配慮されること。
- (6)男女共同参画の推進が国際社会での取組を十分理解して行われること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。)を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するに当たり、国、県、市民及び事業者と相互に連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 すべての人は、社会のあらゆる場において、男女共同参画の推進を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

(1)性別を理由とする差別的取扱い

(2)セクシュアル・ハラスメント(他の者を不快にさせるような性的な言動をいう。)

(3)配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為

2 市は、前項各号に掲げる行為の防止について、必要な広報活動その他啓発に努めるものとする。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 すべての人は、公衆に表示する情報において、前条第1項各号に掲げる行為を助長する表現を用いないよう配慮しなければならない。

## 第2章 基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画(以下「計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置を探るものとする。

3 市長は、計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

(市民等の理解を深めるための措置)

第10条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等を通じて、適切な措置を講ずるものとする。

(民間活動への支援)

第11条 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(相談の対応等)

第12条 市は、性別に基づく人権の侵害等に関する市民の相談に対応するものとし、その対応については関係機関と連携して、適切な処理をするよう努めるものとする。

(調査研究等)

第 13 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に推進するため、男女共同参画に関する調査研究及び情報の収集を行うものとする。

(施策の実施状況等の公表)

第 14 条 市は、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(推進体制の整備)

第 15 条 市は、市民、事業者、国、県及び他の地方公共団体と連携しつつ、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

### **第 3 章 雜則**

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### **附 則**

この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

# 山陽小野田市男女共同参画審議会規則

平成 17 年 3 月 22 日

規則第 25 号

## (趣旨等)

第 1 条 山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例(平成 17 年山陽小野田市条例第 30 号)第 3 条の規定に基づき、男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ調査審議するものとする。

(1) 山陽小野田市男女共同参画推進条例(平成 17 年山陽小野田市条例第 33 号)第 9 条第 1 項に規定する計画の策定及び変更に關すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策の基本的及び重要事項

3 審議会は、前項に掲げる事項について、市長に意見を述べることができる。

## (委員)

第 2 条 審議会の委員は、15 人以内とし、学識経験を有する者及び公募により選出された者のうちから市長が委嘱する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を總理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 4 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## (庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、市民生活部協働推進課において処理する。

## (雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

この規則は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

## 附 則 (平成 22 年 3 月 31 日規則第 18 号) 抄

### (施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

# 山陽小野田市男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市の男女共同参画に関する諸施策を総括的かつ効果的に推進するため、山陽小野田市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 男女共同参画プランの策定に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の総合的・効果的な推進に関すること。
- (3) 男女共同参画に関する施策の連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画推進に関し、本部長が必要と認める事項に関するこ  
と。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、市民生活部協働推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

教育長
総務部長
総合政策部長
市民生活部長
健康福祉部長
産業建設部長
山陽総合事務所長
会計管理者
教育部長
消防長
水道事業管理者
病院事業管理者
病院局事務部長

# 山陽小野田市男女共同参画推進本部幹事会運営要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、山陽小野田市男女共同参画推進本部設置要綱第6条第2項の規定により、山陽小野田市男女共同参画推進本部幹事会(以下「幹事会」という。)の所掌事務、組織、運営等について必要な事項を定める。

## (所掌事務)

第2条 幹事会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 男女共同参画プランの策定に関すること。
- (2) 男女共同参画関連施策の推進に関すること。
- (3) 男女共同参画に関する施策の連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画を推進する上で必要な事項

## (組織)

第3条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 幹事長は、幹事会を代表し、幹事会の事務を総括する。
- 3 幹事長に事故があるときは、あらかじめその指名する幹事がその職務を代理する。
- 4 幹事会に、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。
- 5 ワーキンググループは、幹事が指示する事項について調査研究を行い、その結果を幹事会に報告する。

## (会議)

第4条 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。

- 2 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に幹事以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

## (庶務)

第5条 幹事会の庶務は、市民生活部協働推進課において処理する。

## (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営に関する必要な事項は、幹事長が幹事会に諮つて定める。

## 附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

幹事長	市民生活部長
幹事	総務課長 人事課長 企画課長 市民課長 協働推進課長 生活安全課長 環境課長 高齢障害課長 社会福祉課長 こども福祉課長 健康増進課長 商工労働課長 農林水産課長 都市計画課長 建築住宅課長 教育総務課長 学校教育課長 社会教育課長 生涯スポーツ課長 消防本部総務課長 病院局総務課長 水道局総務課長

# 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

## 目次

### 前文

#### 第 1 章 総則(第 1 条—第 12 条)

#### 第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第 13 条—第 20 条)

#### 第 3 章 男女共同参画会議(第 21 条—第 28 条)

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### (男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることによると、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。
- 3 第 1 項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
- 4 第 1 項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第二号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第二号の議員は、再任されることがある。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

**附 則** (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

**附 則** (平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

**附 則** (平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号

最終改正：平成 19 年 7 月 11 日法律第 113 号

## 目次

### 前文

#### 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

#### 第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等（第 2 条の 2 ・ 第 2 条の 3 ）

#### 第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等（第 3 条—第 5 条）

#### 第 3 章 被害者の保護（第 6 条—第 9 条の 2 ）

#### 第 4 章 保護命令（第 10 条—第 22 条）

#### 第 5 章 雜則（第 23 条—第 28 条）

#### 第 6 章 罰則（第 29 条・第 30 条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第 1 章 総則

#### （定義）

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等

#### （基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行

うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員

会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

- 第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地  
(保護命令の申立て)

第 12 条 第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第 10 条第 3 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第 10 条第 4 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治 41 年法律第 53 号)第 58 条の 2 第 1 項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第 13 条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第 14 条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第 12 条第 1 項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項について更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第 15 条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日に  
おける言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居  
所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又  
は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イ  
からニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及  
びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が  
記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相  
談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知す  
るものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があること  
につき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を  
生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間  
は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、  
同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力  
の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から  
第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなけ  
ればならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によ  
りその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速や  
かに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとす  
る。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合に  
ついて準用する。

（保護命令の取消し）

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、  
当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第一号又は第2項から第4項までの規  
定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後  
において、同条第1項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して  
2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の  
申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定によ  
り当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第 10 条第 1 項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第 18 条 第 10 条第 1 項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して 2 ヶ月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第 12 条の規定の適用については、同条第 1 項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同条第 2 項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第 19 条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第 20 条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第 12 条第 2 項（第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第 21 条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第 22 条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第 5 章 雜則

(職務関係者による配慮等)

第 23 条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第 24 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者的心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
  - 二 第 3 条第 3 項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
  - 三 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - 四 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その 10 分の 5 を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の 10 分の 5 以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - 二 市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

## 第 6 章 罰則

第 29 条 保護命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 30 条 第 12 条第 1 項（第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10 万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。ただし、第 2 章、第 6 条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第 7 条、第 9 条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第 27 条及び第 28 条の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 平成 14 年 3 月 31 日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第 12 条第 1 項第四号並びに第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第 3 条 この法律の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

**附 則** (平成 16 年法律第 64 号)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第 10 条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第 10 条第 1 項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第 18 条第 1 項の規定の適用については、同項中「2 月」とあるのは、「2 週間」とする。

(検討)

第 3 条 新法の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

**附 則** (平成 19 年法律第 113 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

# 第3次男女共同参画基本計画の概要

## 第3次男女共同参画基本計画

- ・平成22年12月17日閣議決定
- ・男女共同参画社会基本法に基づき政府が策定する基本計画

## 特徴

### ① 経済社会情勢の変化等に対応して、重点分野を新設

- ・「男性、子どもにとっての男女共同参画」
- ・「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」
- ・「高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」
- ・「科学技術・学術分野における男女共同参画」
- ・「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」

### ② 実効性のあるアクション・プランとするため、それぞれの重点分野に「成果目標」を設定

- ・現行の第2次基本計画の42項目の2倍近い82項目（延109項目）の成果目標を設定  
(※「成果目標」とは、それぞれの重点分野に掲げる具体的な施策を総合的に実施することによって、政府全体で達成を目指す水準)

### ③ 2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標に向けた取組を推進

- ・中間目標の設定や多様なポジティブ・アクションを推進
- ・政治、司法、経済分野など、これまで取り上げてこなかった分野や必ずしも積極的ではなかった分野についても、国は積極的に働きかけ

### ④ 女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ問題」の解消も強調

- ・女性の継続就業支援や再就職支援等の施策の実施

## 重点分野

★は新設分野

### 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ・政治、司法を含めたあらゆる分野で「2020年30%」に向けた取組
- ・クオータ制など多種多様な手法によるポジティブ・アクションの検討

### 第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

- ・税制、社会保障制度、家族に関する法制などの検討
- ・調査・統計における男女別情報の充実

### 第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画 ★

- ・男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進
- ・子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

#### **第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保**

- ・M字カーブ問題の解消に向けた取組の推進
- ・同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進
- ・女性の活躍による経済社会の活性化

#### **第5分野 男女の仕事と生活の調和**

- ・長時間労働の抑制、多様な働き方の普及、男性の家事・育児参画の促進、職務環境の整備

#### **第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進**

- ・女性の農林漁業経営や地域社会への参画の推進
- ・加工・販売等の起業など6次産業化の取組への支援

#### **第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援 ★**

- ・セーフティネット機能の強化
- ・世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな支援

#### **第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備 ★**

- ・障害者、外国人等であることに加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への支援

#### **第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶**

- ・配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
- ・性犯罪への対策の推進

#### **第10分野 生涯を通じた女性の健康支援**

- ・女性の生涯を通じた健康のための総合的な政策展開
- ・性差に応じた健康支援

#### **第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実**

- ・男女平等を推進する教育・学習の充実
- ・多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

#### **第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画 ★**

- ・働きやすい環境整備に向けた取組の支援
- ・女性研究者の採用・登用の促進

#### **第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進**

- ・女性の人権を尊重した表現を推進するためのメディアの取組の支援

#### **第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進 ★**

- ・地域における男女共同参画の基盤づくりの推進
- ・防災における男女共同参画の推進
- ・男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進

#### **第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献**

- ・条約等の積極的遵守、国内施策における実施・監視体制の強化、国内への周知
- ・ジェンダー主流化によるODAの効果的実施

#### **推進体制**

- ・国内本部機構の強化
- ・第3次男女共同参画基本計画や女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能等の強化

# 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

1979年12月18日国際連合総会採択

1981年9月3日 発効

日本批准 昭和60年(1985年)6月25日

発効 昭和60年(1985年)7月25日

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができるることを宣言していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の

社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根柢となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

## 第1部

### 第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

### 第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

### 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

### 第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等

な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

## 第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

## 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

## 第2部

### 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に關係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

### 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

### 第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとなることを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

## 第3部

### 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

## 第 11 条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
  - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
  - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
  - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
  - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
  - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
  - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
  - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
  - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
  - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
  - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

## 第 12 条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

#### 第 13 条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

#### 第 14 条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

### 第 4 部

#### 第 15 条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

## 第 16 条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する
  - (a) 婚姻をする同一の権利
  - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
  - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
  - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
  - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (g) 夫及び妻の同一の個人的权利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
  - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

## 第 5 部

### 第 17 条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は 18 人の、35 番目の締約国による批准又は加入の後は 23 人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から 1 人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後 6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも 3 箇月前までに、締約国に対し、自國が指名する者の氏名を 2 箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の 3 分の 2 をもって定足数とする。この会合においては、出席し、か

つ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

#### 第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

- (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
- (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

#### 第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

#### 第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

#### 第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

#### 第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

## 第6部

### 第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

### 第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

### 第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

### 第26条

- 1 いざれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

### 第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

### 第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

### 第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いざれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いざれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

#### 第 30 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。



ひと ひと  
**女と男の 21 世紀**

女と男（人と人）、異なる性とそれぞれの思い…。  
これらを結びつける「と」  
という言葉。たった一文字  
だけど、そこからどんどん  
つながって、広がっていく  
を感じます。

英語にすれば「and」。  
この and に笑顔を配して、  
男女共同参画社会づくりを  
めざす山陽小野田市のシン  
ボルマークにしました。

---

## さんようおのだ男女共同参画プラン (改定版)

発行日 平成 24 年（2012 年）3 月

発 行 山陽小野田市

編 集 市民生活部協働推進課

〒 756-8601 山陽小野田市日の出一丁目 1 番 1 号

TEL(0836)82-1134 FAX(0836)83-2604

---

## 第 14 回(H24)女と男の一行詩 募集・審査・作製日程 (案)

月	日 程	関連事項
4月	(上旬)市ホームページ・雑誌掲載・新聞発表 4/1号広報	公募ガイド・登竜門 懸賞なび. etc
5月	募集	
6月	( 6/ 10)募集締め切り(当日消印有効) 応募一覧表作成 ・予備審査 (6/27まで)	協働推進課
7月	・一次審査 (7/18まで) ・二次個別審査依頼 (下旬)	審議会委員(15名) 市職員(40名) (職員名簿は、人事課に依頼) 審査委員(5名)
8月	・最終審査 (8/20まで)	審査委員(5名) 印刷製本業者の選定
9月	・冊子作製(製本)(9月下旬まで)	
10月	・入選者発表(1日) ・女性の日行事に併せて冊子配布	